

立した社を爲すのである。社をアランといふが、社が更に數部落に別れてゐる場合には、その各部落をも亦アランと云ひ、又霧社蕃全体をもアランといふのである。

アランとは比隣を意味するのであるが、集合した諸群をも各々アランと稱するのである。更に部落が小分されてゐる場合には、それをテナナクアランといふ、とバーラン社では云つてゐる。テナナクとは組といふ程の意味である。

獨立した一社には現在では土目と稱して居るが、彼等の間ではブシュラン又はルーダンと呼ばれるものがあつて一社を率ゐて居る譯であるが、その勢力及び権限といふものは、その人物の力備及び勢望に比例して自づと限界が附せられ、必ずしも確定的のものではない。そしてアミ族に見るが如くに役員制度とか蕃社會議とか稱するものがあるのではない。唯社には土目と稱せられてブシュランなるものがあると同様に、社内の各部落及び各組にもブシュランなるものがあつて、現在では勢力者と呼ばれて各部落若しくは配下を支配してゐるのであるが、土目なるブシュランは全社内のことに関しては、それ等と協議する事あるに留つて、總ては土目の獨裁といふ事になつてゐるのである。然し、各部落又は各組の勢力者達も亦同様に自分達の部落に於て獨裁を行つてゐるのである。そして土目なるものもそれ等の勢力者の一人であり、直屬の部落を有してゐるのであつて、唯それ等の勢力者の中に他に優れて有力なるものが自然に土目の地位を獲得するのである。それ故、その人柄に依つては自分に直屬する部落以外にはその勢力と権限

とを擅にすることが出来ない場合があり得る譯である。そして土目及び勢力者を名稱の上にて區別する場合にはブシュランパールとかブシュランバーライとか云ひ、後者をブジュランチックといふのである。パールは大の意、バーライは本當の意、チックは小の意である。

これ等の土目及び勢力者は世襲でもなく、又協議會或は選舉といふ様な何等かの機關を通じて選ばれるものでもなく、實力に依つて勢望を荷負ふものが自然と部落中にて頭を擡げ、部下を従ひ、他の者も亦それに追従を餘儀なくされて遂に盛り立てることになるのである。そしてその死亡後は更に新しき後繼者が現はれるのであるが、場合に依つては新しき後繼者を得られずに、他部落の勢力者の傘下に加はることもあるのである。その例は現にカック社に於て見られる。

又部落に依つては生前既に二人以上の勢力者を有する場合もある。一体各部落又は各組にそれ〴〵固有の名稱を有するものは少く、それはすべて勢力者誰々のアランと呼ばれてゐるのであるが、斯様に二人以上の勢力者を有する場合には、古い年上の勢力者の名前をとつてその部落又は組の名稱としてゐるのである。そして彼の死後他の勢力者がそれを承継ぎ、彼の名前を以て呼ぶのである。然し霧社蕃の一部に於ては世襲の形を取つてゐる處がないが、それは最近二三世代前に部落を作り、現在まで父子相繼いでブシュランであつたといふだけのことであつて、必ずしも制度的のものではないのである。この例をホーゴ社に見ることが出来るのであるが、彼等も父が如何に有力なるブシュランであつても、若し子供



が凡庸なる人間であつた場合にはプッシュランになることは出来ないといつてゐる。

それで彼等の間に於ける土目及び勢力者の資格としては、昔出草があり首狩りの行はれた時代には、酋首といふ事は無論大事な条件であつたのであるけれども、それだけではなく、その他に話の上手に出来る者、つまり頭の優れた判断力のある者で膽玉の大きい、能く部下を統率してその信頼を受けて充分の世話が出来、嘘言を吐かぬ者でなければならぬと彼等は云つて居る。即ち勇氣と智能と徳操を条件として認めてゐるのである。然しそれには各々人に依つてその程度の差がある譯である。そしてその程度の差がそれ／＼彼等の勢力及び権限に自然と限界を生ぜしめる事になるのである。勢力及び権限が制度としてその職分に附帯せられてゐるといふよりは、人間そのものに附いて居るのである。それ故、社に依つては土目の意志が絶対のものであるが如くに看做されて居る場合があり、この例をマヘボ社の土目モーナー ルーダオに見る事が出来るが、他社に於ては現在の土目そのものにそれ程の権力を認めて居ないのである。この點に於てもアミ族の如くに、頭目が職分に依つて制度的に権限を有つてゐると非常なる相違である。

然し日常社内一般の事は暫く措き、一度緩急あつて戦を交ふるとか出草するとかいふ場合には、その傘下に集合して土目勢力者を統帥と仰いだのであるが、然しそれは一土目の意志、一勢力者の意志ではなくそれは全体に共通の意志に外ならなかつたのである。共同の集團の意識が其處に現れたのであつて、土目及び勢力者は彼等の代表者としての或るメディアムに過ぎなかつたのである。この事は日常社内一般の事

件に於ても、土目或は勢力者の権限勢力に限界が附せられながらも、永い間に訓練されたる集團の意識は傳統的にその解決の方法を見出すことが出来たのである。それ故如何に有力なる勢力者であつても、土目であつてもこれを無視することが出来ず、如何に微力なる勢力者土目であつても亦之だけは行ふことが出来たのである。即ち、其處にガザによる制裁が行はれ、ガザに依つて秩序は保たれて居たのである。

ガザとは掟の意味であつて、彼等の間の慣習法である。「ガザを犯す」とか「ガザを喰ふ」とかいふ言ひ表はし方が行はれてゐる。その掟を共通にするものゝ集團そのものをも亦ガザと呼んで居るのである。それ故ガザと云へば、それは慣習制度を意味すると同時にその慣習制度を共通にする共同生活體を指す事になるのである。(純タイヤール族に於てはガガアといはれる)そして前記の十二社は相互に慣習制度を共にするシヨッボガザであつて、ケンガルガザを構成するのである。シヨッボとは同じの意味であつて、シヨッボガザとは相互に慣習制度を同一にし、同様に行ふといふ意味である。然しがザを異にする者がガザに加入する場合にも同じくシヨッボガザといはれる。これ等のシヨッボガザを爲す一團を霧社蕃と稱するのであるが、霧社蕃とは彼等自身の稱呼ではないのである。それならば彼等は何といふかといふに甚だ不明である。或る者はアランセーダッカであるともいふし、或る者は相互にシヨッボガザであるだけで、全体を何といふかなどは解つてゐず、聞かれれば唯自分の社名を言ひ、霧社蕃のものだと答へる様なことはしないといふ。後者の言分は全く事實であつて、トロツク蕃やタウツア蕃やの人達は「君は何處か」と



聞くと、必ず「アラン・トロツク」「アラン・タウツア」と夫れ／＼に答へて自分の社名をいはいけれども、霧社蕃の人達は皆「アラン・ホーゴ」とか「アラン・マヘボ」とか自分の社名を答へるのが常である。

それからアラン・セーデッカと云ふことはいはれるには相違ないけれども、この場合にそれが獨り霧社蕃のみを指すとは受取れないのである。何故なれば、セーデッカとは吾々人間といふ意味であつて、純タイヤール族が彼等自身をタイヤールと稱し、ヴヌン族が彼等自身をヴヌンと稱し、決して他部族の人間を意味しない言葉である。そしてセーデッカと稱するのは獨り霧社蕃に限らずトロツク蕃、タウツア蕃も亦彼等自身をセーデッカと稱するのである。尙タロコ蕃、タウサイ蕃、バトラン蕃等も多少音の變化があるけれども、同じくセーデッカである。それ故にアラン・セーデッカが獨り霧社蕃のみを指すとは受取れないのである。佐山融吉氏の報告書には自稱をテヅァーといふとあるけれども、それは決して彼等の自身を用ふるものではなくつて、トロツク蕃、タウツア蕃が霧社蕃を指してタケダヤ、テボー等と稱するのであつて、決して霧社蕃の自稱ではない。この點に就きて考へて見たいこともあるのであるが、今はこれを他日に保留するしかない。

三

ガザは今日一の祭司團の如く看做されて居るけれども、これを單なる祭司團とする事は誤りである。それは祭事を共同にする事は事實であるが、それはガザを同じうするが故に、祭事を共同にするのであつて、祭事を共同にするが故にガザがあるのではない。言葉を換へれば、一切の生活を共同にするが故に、其處に集團としての生活が生れたのである。各社は各々それ／＼に部落の所在地を有するけれども、土地、森林、原野、獵場、牧場等はすべてサツバツと稱せられて共有であり、總てはガザに屬するものなのである。唯畑地だけがそれを開墾せる者の私有に歸してゐる以外は、總て誰のものでもないのである。そしてそれ等の總てには他蕃との限界があつて、若しそれを犯されたる場合には、彼等は必ず共同の動作に於てそれに對抗し、屢々血を見たのである。又彼等のガザの一人が他蕃の者に殺害せられたる場合にも、それは總ての同志の敵對行爲となつたのであつて、ガザの總ての成員はガザに對して共同の連帶を有つて居るのである。

更に土地に就ての概念を吟味すると、バーラン社の人達は土地はルーダン・シムガツツに屬するといふ事を云ふ。ルーダン・シムガツツとは、シムガツツ即ち粟の播種祭の祭主であつて、シムガツツが最も大切な祭なのである。そしてそのルーダン・シムガツツはバーラン社の一部落なるテンタナに居る



のであるが、その關係からであらうが、バーラン社の人達が左様いふのは興味ある事である。然し他の社の者には左様いふ觀念は少しもないのである。そして土地は元來サッパツであつて、それが各各分配せられて私有になつたのだと云ふ。然かもそれは平等に分配せられたものであるが、その後相互の間に交換賣買が行はれて、現在にては不均になつたのであると彼等は云つてゐる。それは婚姻の結納として男家から女家に土地が贈られる事があり、又ガザを犯す事に依つて制裁を受け、其の贖罪の爲にドゥマホールとして豚を提供せねばならぬ時に、土地が豚と交換され又は賣られたりする事が事實に行はれる結果である。

然し現在に於ても、開墾不能なる土地ならば必要に応じてドゥマホールをなすことに依つて開拓することが許されるといふ事實は昔の人口稀薄であつて、土地に餘裕のあつた時代に於ては自らの勞力に依つて得られるだけの土地は相互に使用してゐたので、現に耕作してゐる土地だけがその間自分のものであつたといふのが事實の様である。このことは今日始んど開墾可能なる土地を開墾しつくした霧社蕃のみに就いて判断することは妥當を缺くかも知れないが、然し土地の比較的豊富であつて、人口の割合に少い眉原蕃に就いて見るに、彼等は土地に對して永久に私有するといふ觀念を最近まで有つて居なかつたのである。彼等は何處にても自分の欲する處を開墾し、耕作し、土地が古くなつて作物がよく出来なくなれば棄て、顧みず、若しもその後を他人が耕作するとも異議を申し立てはしなかつたのである。これを見ると或る領域内の土地は誰の所有といふことなく、すべてがガザに屬してゐて、必要に応じて各人がそれを耕作

して居たものであるといふことが明に想像せられるのである。そして土地所有の觀念といふものは限られ、たる土地が各家の耕作を十分に満すことが出来なくなつた後に起つて來たものであるといふことが明かである。その例はアミ族の間などにも見られることであつて、未だ土地法が施行せられなかつた以前に於ては、彼等は香氣に構へて居たものであつて、何處でも他人の耕作して居ない土地は開墾が出来たのであつたが、それが行政地域に編入せられて土地法が施行せられてからは、その施行當時に開墾してゐた土地だけが彼等の私有として登記せられ、初めて土地私有の觀念が確立せられたのである。

#### 四

ガザは純タイヤール族のガガアである事は前に記した通りであるが、純タイヤール族にてはガガアにはマラハンガガアなるものがあつて、それがガガアの長であつて同時に祭主なのである。マラハンとは世話するといふ程の意味であつて持主といふ様に解せられてゐる。然し霧社蕃にはさうした内容が言葉の中に含まれてゐる名稱のものはない。その代りに祭事の司宰者である事をそれ自體に示してゐるものがある。

霧社蕃には三種の祭りがあるがその各々にそれ／＼一人宛の祭主がある。それ等の祭は先に記したシガッソツ(粟の播種祭)の他にメホマツチ(粟の收穫祭)、メホバツサオ(黍の收穫祭)であつて、それ等の



各々にルーダン・シムガッソツ、ルーダン・メホマッチョ、ルーダン・メホバッサオと呼ばれるものがあるのである。これ等は明かに祭の長である事を示して居るが、ガザの長である事は明かにされてゐない。然しバールン社の人達の間には土地はルーダン・シムガッソツに属してゐるといふ觀念が存して居り、同じく又彼等がガザの中にてすべての権力はルーダン・シムガッソツにあるといふ事を信じてゐる處を見ると、これは明かにルーダン・シムガッソツなるものがマラハンガガアと同様にガザの長であつたといふ事を推定せしめる事が出来ると信ぜられる。そしてこれ等の三種のルーダンはマラハンガガアが世襲である様に矢張り世襲なのである。そしてそれ等の三種の祭事の中に粟の播種祭が最も重ぜられ、その祭の祭主が特に優越な地位を占めたといふ事は少しも不思議ではない。即ちルーダン・シムガッソツがガザの長であり、彼のマジコレリチアスな力に依つて超自然的なるものとのメディアムとなり、集團の代表者であつたのである。

マラハンガガアが明かにガガアの長であると同時に祭事の司宰者であることを示してゐる場合は、純タイヤール族に於ても今日ではすべてがさうである譯ではない。純タイヤール族の社會組織を見るに、ガガアと社との關係は必ずしも一様ではない。即ち一ガガアが一社をなすか又は數ガガアが集つて一社をなすかする場合があり、又は一ガガアが二社若しくは二社以上を包容する場合があるのである。それ等の例としては前者では溪頭蕃を擧ぐることが出来、後者にはマレッツバ蕃、白狗蕃を擧ぐることが出来るのであるが、前者の場合に於て數ガガアが集つて一社を爲す場合には、それ等の各々のガガアはそれ／＼にそのマ、

ラハンガガアの名前を取つて誰某のガガアといふ様に稱せられ、明かにマラハンガガアがガガアの持主であり、代表者であることが示されてゐる。次に一社が一ガガアより爲る場合には固有の社名が用ひられ、數社にて一ガガアを爲す場合には各社はそれ／＼に固有の社名を以て呼ばれ、そのガガアを爲す集團も亦固有の集團名を以てカラン・マレッツバとか、カラン・ハツクルとか呼ばれて、ガガアの名に於ては呼ばれないのである。そして又實際的の権力も前者に於ては強く、後者に於ては極めて弱いのである。

これ等の形式に就いて見るに前者が原型に近いものであつて、後者がその變轉せるものであることは想像に難くない。即ち以前にあつては數ガガアが集つて一社を爲すにしろ、又は一ガガアが一社を爲すにしろ、ガガアはガガアとして獨立したものであつて、それはマラハンガガアの名の下に支配せられたものであつたのであるが、人口の増殖と土地の狹隘との爲めに移住が始まり、分裂が行はれるに従つて一ガガアが數社に分れ、若しくはそのガガアより分離して新しきガガアを作るものがある様になつたのである。吾々はその例を到る處に見るのであるが、先づ白狗蕃に就いて見るに、白狗蕃は元はマシトバオン社一社のみであつたのであるが、それが移住を始めてテビルン及びマカナジの二社が作られ、現在にてはこれ等の三社にて本來のガガアを維持して居り、マレッツバ蕃は元は矢張りマシトバオン社からの分れなのであるが、それはマシトバオン社のガガアより分離して新しくガガアを作り、現在では分れて三社となつて一ガガアを構成してゐるのである。斯る場合には新しきものは舊きものからガガアを買ふといふことがいは



れる。そしてその場合には元のマラハンガガアの何かの血縁につながるものが、祭事に關するマジコ・レリヂアスな傳授を受けて新しくマラハンガガアとなる様である。

彼等は血縁につながるもの以外には決してそのマジコ・レリヂアスなる様式を傳ふることをしない。その事は私はトロツク蕃に於て見たのであるが、現在トロツク蕃には数人の祭主があるのである。私はそれを不審に思つて尋ねた處によると、彼等の間に於ても元は一人であつたのであるが、それが度々賣られて現在のやうに多數になつたのであつた。然し賣られはするが血縁につながるものでない限りは決して賣ることは出来ないとは彼等自身が稱してゐるところであり、現に彼等の系圖を調べて見ても、それはすべて何等かの血縁につながるものゝみであつた。

眉原蕃も亦マシトバオン社から分れたもので、それは五社に別れて移住してゐるが同一のガガアを守つてゐる。處が其處で面白い事は、シェーラン・ナウイといふものが最近までマラハンガガアであつたのであるが、彼には子供がなかつたのでその職をつがしむべきものがなかつた。その時ガガアを異にはしてゐたが、阿冷社の者で父がマラハンガガアであつたものが恰度眉原蕃の一家なるオビン社に来て、眉原蕃のガガアに加つてゐた。それでシェーラン・ナウイは此の新來者に儀式を傳授する事によつてマラハンガガアの職をつがしめ、現在ではその者がマラハンガガアとなつてゐるのである。これは一つの異例ではあるが、然し彼の父がマラハンガガアであつたといふことが資格となつてゐる點に興味がある。

205

之を以て見るに霧社蕃に於ても、彼等が傳ふる様に現在のダボアン、ボアルンの二社を除く他の十社が元は今のタロワン社の上方附近に一社をなして棲息して居たものであるのが、移動が始り、現在の如くに分離したものであるから、現在に於てはルーダン・シムガソツの地位といふものはそれ程重大視せられず、其のガザの長であるといふ事實を失つたのであつて、元來は矢張りガザの長であり、代表者であつたと看做すことが出来ると思つるのである。然もこれ等の集團が慣習制度を共通にするものであると同時に祭事を共同にするといふことは、取りも直さず、それがマジコ・レリヂアスな力に依つて統べられた原始共產體であつたといふことが明かであつて見れば、其の宗教的儀式的司宰者がその集團の首長であつたことには餘りに明かであらねばならない。然しそれが内部に於て分解作用が行はれて來るに従つて、集團内に於ける勢力が分裂することは又有勝ちなことである。而してそれ等の勢力が政治的色彩を帯びて來ることはあらゆる歴史の進化に於て吾々の見る處である。かくして一個の宗教的團體が幾個かの政治的集團に分裂し、各集團が政治的に獨立すると共に、宗教的司宰者の手から權力が失はれて行く事も亦歴史の常に證明する處である。そして、それは今日では政治的集團とはなつてはゐるが、元來はそれが血族共制團體であつたことも亦明かでないならぬ。



## 五

彼等の部落移動の状況に就いて見るに、それは必ずしも血族のみとは限られてはらず、又血族の全部が擧つて移動するとは限られないけれども、かゝる移動の場合には血族同志が相率ゐて一團をなし、その血縁につながらざるものは何等かの事情、例へば姻戚若しくは友人の關係に於て加はるのみであつて、極めて因縁の淺き者は彼等と行動を共にする事のないといふ事實は、部落といふものが今日に於ける新しき社であつてさへ然るのを見れば、古き時代に於ても或る血族とそれに關係ある幾つかの血族の集團に於て移動が行れたといふことは想像するに難くないのである。又部落が移動しないまでもその部落の成員の膨脹といふことは、原則として血族の膨脹に依つて行はれるのである。何故なれば彼等はその家族制度の常として、家族内の男子が嫁を迎へたる時には、必ず一家をなして元の家族から分戸するのであるが、その場合に於て霧社蕃では原則としては長男が舊き家に留まり、兩親は他の子供等を連れて新しき家に移るのである。そしてその際新しき家は勿論舊き家の近くに建てられるのである。斯くして次男以下も各々結婚するに従つて、次ぎ／＼に分戸する毎に血族が膨脹してゆくのである。この場合に依つては結婚者が姻戚の關係に於て嫁の實家に近く家を建てるといふこともないではないが、それは餘り多くの例を見ず、又そ

れ以外のものが特に自分の血族及び姻戚の關係以外の部落に居を構へるといふことは、何等か特別の事情があつて、その部落に加入することに依つて、何等かの利益若しくは保護を希望せられる場合に限つてゐるのである。それ故部落なるものゝ發生が血族を中心として起つたものであるといふことはこの點からも想像せられるのである。

唯彼等の間に於ては五代乃至六代に渡る間だけが血族即ちムシダーダルであつて、それ以外は血族として取扱はれてゐない故に、現在に於ては血族としての關係を認めてゐないだけのこと過ぎず、系統は同一血族に屬して居るものと考ふことが至當であると考えられる。勿論今日に於ては原始的性質を失つて居るが故に、純粹にそれが家族的集團であるといふことは異議のある處であるが、その始めに於ては矢張り一個の家族的集團であつて、家を中心として發達して來たつたものであると論斷出来る。然も彼等の傳説に就いて見るも、彼等種族の發生が血族の婚姻に基因してゐることを傳へてゐるのは、彼等家族が集團として部落生活を行つたものであるといふことを肯定することが出来るのである。

茲に於て自分はガザは血族共産團體であつたといふことを強く主張するのである。それを検討するため、自分にも一例を擧げることが出来るのであるが、前例に示した眉原蕃はマシトバナ社からそれ／＼に分れて來た五社からなり、一のガガアを作つてゐるのであるが、それと殆んど地域を同じうしてサラマオ系統の一社があり、又南勢系統の一社があるのであるが、それ等は極く微々たる部落にすぎないにもか



かはらず、各々獨立したガガアを有つてゐて、決して眉原蕃のガガと一つにならないのである。これ等は元々タイヤール族で慣習制度を同じうするものであるが、その分裂が古き時代に於て行はれ、今日に於ては相互に血族であるといふ觀念を失つてゐる事に依るものである。ガザにしる、ガガにしる、それが血族共制團體であるとするならば、マラハンガガアなるものは、それ等の血族の宗家であるかと云ふに、今日では彼等はそれを認めてゐない。それで私には今の處マラハンガガアの起原及びブルーダンシムガツツの起原といふものに就いては知り得ないのである。それが他種族からの移入であつたのか、それとも彼等の間に自づと發生したものであつたのか、又移入であつたとすれば何處から移入され、そしてその最初の移入者がどういふ種類のものであつたか、自生であるとすればそれが如何なる種類のものによつて最初行れたか全く不明である。

然し又、それ等が一の特權階級を爲してゐるとも現在では考へられないのである。彼等は社人の尊敬は受けてはゐるが、他に特別な階級若しくは地位による利益を受けてゐる譯でもなく、彼等に貢税が支拂はれたといふ事實も認められないのである。それは土目勢力者に於ても同じ事であつて、何等の貢税といふものが支拂はれた事は認めることは出来ないのである。即ち彼等は血族といふ關係に於て相互に平等であつたので、その間に階級的支配を認めることは出来ないのである。

ガザ及びガガは右の如くであるが、單に血族のみに限らず、それ以外のものゝ加入が行はれたことも

事實である。今日にても他のガガア及びガザのものが加入するものがあると同様に、以前人口の稀薄であつた時代に於ては當然仲間の殖える事が歓迎せられ、喜ばれたことは明かである。何故ならば退社といふことが喜ばれずに入社といふことが喜ばれる事實に徴して明かであるのである。そして新しくガザに加入する場合に於ては、新加入者はガザに對してドゥマホールとして豚を提供するのであつた。ドゥマホールといふ意味は謝罪を意味する場合もあり、賠償を意味する場合もあり、饗應を意味する場合もあるのであるが、この場合のドゥマホールは寧ろ饗應に近いものであつて、豚を提供しその肉を各戸に分ち、共に喰ふことに依つて共同生活體に入ることを意味するのである。そして、その豚肉は平等に分配せられて、各戸に持ち歸るのであるが、提供せる者も同様に平等の分配を受けらる處を見ると、それは食物の共有といふことの觀念から來て居ることは明かであればならない。そしてこの加入は一個人の加入も、一家族の加入も、又は先きのタポアン、ポアルンの二社の加入の如く、社としての加入も行はれたのである。それ故に他のガガア若しくはガザから婿に入る場合にもこの事は行はれられたので、嫁入の場合に於てはドゥマホールはなされないのである。斯くしてドゥマホールをすればシヨボガザであつて、ガザに屬する平等の權利と義務を有ち、全く一成員として他の者と變らないのである。斯くしてガガア及びガザは血族共産團體から村落共制團體へと進んだのである。



## 六

次にガザの婚姻の關係であるが、普通家族的集團に於ては族外婚 (Exogamous marriage) が行はれ、政治的集團に於ては族内婚 (Endogamous marriage) が行はれると見らるゝのであるが、ガザは族外婚でもなく族内婚でもない。霧社蕃のみならず純タイヤール族に於ても父系制が行はれ招婚であるが、彼等の間の通婚はガザに制限せられる事なしにガザ内にも結婚すればガザを異にするものとも通婚せられる。又霧社蕃系統のセーデ、カと純タイヤールとの間にも通婚は行はれてゐるのであるが、それ以外の種族との間には斷じて行はれなかつた。それ以外の制限としては近親及び血族の通婚を禁じ、血族は五代乃至六代、姻戚は三代の間相互に通婚することを禁じてゐるので、従兄弟姉妹の結婚は如何なる形式に於ても認められない。

親族名稱の呼方は話者の男女の性によつて異ならず同様である。又父方の親族と母方との親族によつて呼方を異にしてゐない。父母と伯叔父母とは呼方を異にする。即ち父はタマ、母はウ、ウ、であり、伯叔父はママ、伯叔母はアタである。次に祖父母と伯叔祖父母とは呼方を異にしない。即ち祖父及び伯叔祖父はウ、ウ、祖母及び伯叔祖母はバイである。繼父は伯叔父に繼母は伯叔母に準じ、ママ、アタであり、

舅は祖父に、姑は祖母に準じウ、ウ、バイである。従兄弟姉妹は父方と母方たるを問はず同様であるが、唯従兄弟又は従姉妹即ち同性のものゝみ同志の場合はムシゲイダールといふ血族の意味か、又はムシゲインケといふ親友の意味にて呼ばれるが、従兄弟又は従姉妹即ち異性のものゝ間の場合はハルマダンといはれる。このハルマダンの關係にあるのは獨り従兄弟姉妹ばかりでなく兄弟姉妹の間に於ても、異性の場合にはさういはれるのであつて、この關係にあるもの同志の間は勿論のこと、この關係にある同志の同席せる場合に於ても性的及び情事に關する一切の話は絶対に禁止せられてゐる。そして兄弟姉妹及び従兄弟姉妹の間に於ては相互の本名を以て呼び合ふのを普通とする。兄妹はカプシランであり、弟妹はシ、アジであるけれども呼掛けの場合に於ては左様呼ばないのである。

これ等の事實から見るのに、結婚に基因する團體といふものがなかつたといふことが想像せられる。即ち父方と母方とに於てそれ等の親族の呼方を異にしないといふ事は父方も母方もそれぞれの婚姻團體をなして居たものでないといふことを示してゐる。又彼等は嚴密なる一夫一婦制であるが、今の處その他の結婚制の形式と認むべきものを存してゐない。殊に繼父繼母が父母に準ぜず伯叔父母に準ずることは明かに一夫一婦制以外の何等の痕跡であることを示すものではない。

次に婚姻に依る義兄弟姉妹の呼方を見るに、夫同志が兄弟なる時には兄の妻をアタ、弟の妻をアゴ、又妻同志もアタ、アゴを用ひ、妻同志が姉妹なる時は彼女等の夫は相互にマワンであつて、その他の關係は



本名を呼ぶ。夫の何れかと妻の何れかとは兄弟姉妹なる時は兄の妻は妹及び妹の夫よりはアタであり、反對には本名を以て呼ぶ。弟の妻は姉よりはアゴであり、姉の夫よりは本名を以て呼び、反對に弟の妻よりは夫の姉はアタであり、夫の姉の夫は本名を以て呼ぶ。姉の夫は弟よりアンナイであり、反對にもアンナイであり、妹の夫は兄よりアンナイであり、反對にもアンナイである。その他の関係はすべて本名を以て呼ばれるのである。

## 七

最後にガザを犯せる場合に於て如何なる制裁が行はれか、又如何なる事がガザを犯すことになるかを調べて見たい。その第一は姦通である。それが未婚者若くは獨身者同志即ち私通の場合、霧社蕃に於ては、よし彼等がその後結婚すると否とを問はず、ガザを犯したことはないのであるが、純タイヤール族の間に於ては若し彼等にして正式に結婚しない場合にはガザを犯せるものとして、雙方から豚をドゥマホールとして提供せしめられる。若しも何れか既婚者であるか若しくは雙方既婚者である場合には最も不淨なるものとして必ず彼等は制裁を受け、雙方とも豚をドゥマホールとして提供せなければならぬのである。次に離婚も亦ガザに對する反則であつて、何れに言分があるにしろ、矢張り豚を雙方からドゥマ

ホールとして提供せしめるのである。盗みに對してはドゥマホールをさせることはなく、それは被害者に於て盗人に對して損害を賠償せしめ、又膺懲するのであるが、再犯三犯と罪を重ねる場合はその手を切り、耳をそぎ、若くは殺した場合もあるのであるが、ガザに對しては無関係である。殺人の場合は加害者はガザに對して豚をドゥマホールするのであるが、その豚は其の肉を喰はずにそれを河に流し、加害者は社をのがれて山に入り、月の改まるのを待つて始めて歸社する事が許されるのである。これ等の提供せられたる豚を殺してその肉を分ける場合には必ず平等に分配せられ、その提供者もその分配をうけ、各戸に於て食せられるのであつて、それを集つて食ふといふやうなことは行はれてゐない。

これを以て盗を除く外のすべての犯罪がガザに對してドゥマホールをするといふことが明かであるが、個人若くは相互の家族の關係に於ての問題ではなくして、全體の關係の問題として取扱はれる處に彼等の共産團體であるところの特色があり、盗みが個人の行爲として考へられ、それがガザに對して何等ドゥマホールしないところに私有觀念の發達がガザの發生後に起つたものであることを暗示し、それが村落共産團體である處の特色を示してゐるものと考へられるのである。

尙霧社蕃と部族を同じうするものにトロツク蕃があり、タウツア蕃があるが、略々大同小異であつて本質的に霧社蕃と異なる處を見ない。

これ等は霧社蕃を中心としてトロツク、タウツアの二蕃及び純タイヤール族中の溪頭蕃、シカヤウ蕃、



サラマオ蕃、マリコワン蕃、マレバ蕃、ハツク蕃、眉原蕃、萬大蕃等に就いて求め得たる資料に就いて爲せるものがあることを附記する。

即ち彼等の社會組織なるものは家族に發生し、それがガサとして血族共產團體を作り、然る後に村落共制團體たる特色を帯ぶるに至り、次いで私有財産制の發生を見るに及んだのであるが、その本質的特質は宗教的より政治的への變轉を辿つてはゐるが、何等の階級的支配を認めぬ生活共同體であつて、それは利益社會ではなく、共同社會の範疇に入るべき種類のものなのである。

### 霧社蕃の社と部落

—前項記事補遺—

#### (A) パーラン社

パーラン社は先づ四部落に分れてゐる。それはテンタナ、ルツツァウ、チェッカ、フンナツであるが、テンタナ及びルツツァウは部落名であり、チェッカ及びフンナツは夫れ々々に中・下の意味であつて便宜上の名稱である。

而してこれ等の部落は更に小別されてゐるのであるが、それはテンタナに於て四、ルツツァウに於て二、チェッカに於て三、フンナツに於ては一となつてゐる。

斯様なる場合に於てパーラン社といふ全體をアランと呼ぶことは勿論であるが、更にその下の四部落も各々アランと稱し、アラン、テンタナ、アラン、フンナツ等と呼ぶのである。而して又霧社蕃全體をもアランと稱するのである。それ故彼等は霧社蕃全體を指す時、アラン、セーデカと呼ぶといつてゐる。然しこれをセーデカと稱することには疑義がある。



次に小區分されたるものをバーラン社にてはテナナクアランと呼んでゐる。然しこの場合にはその部落名を呼ぶ時には其の部落、即ちテナナクアランの頭、即ちルーダンの名前を附けて誰某のテナナクアランと稱するのである。

テナナクアランには各々一人若しくは二人のルーダン（アッシュランともいはれる）なるものがあつてそれを支配してゐるのである。それを現在では勢力者と呼んでゐる。而してルーダンが二人ある場合には年長者の名前をそのテナナクアランの名稱とするのである。

これ等のルーダンのうち更に實力勢望他に秀でたる者が社のルーダンとかアッシュランとなるのである。頭目と勢力者とを區別する爲めには彼等は頭目をルーダンバーライとかルーダンパールと呼び、勢力者をルーダンチック又はルーダンハリと呼ぶのである。

而してこれ等の頭目、勢力者は間々父子相繼ぐ場合が屢々ないではないけれども、然しそれは制度的に世襲であるのではない。又其の選出も制度的の機關があつて爲されるのではなく、實力のあるものが衆望を擔つて部下を率ゆるといふ形である。それ故實力のあるものが他に現はれると場合によつては勢力争ひから分裂し、幾つにも小分せられることもあり、又反対に合併せられることもあるのである。斯様な状態に於て一のテナナクアランの内容には變化が行はれるのであり、それが一の血族を中心とした團結といふやうな意味内容は現在では認められないやうである。

(B) ホーゴ社

ホーゴ社は三の部落に分れ各々一つに纏つてゐるが、その部落名はない。そしてその部落の勢力者の名前をとつて誰某のアランと呼んでゐる。

(C) ロードフ社

ロードフ社は二の部落から成つてゐる。以下ホーゴ社と同様である。

(D) カツク社

カツク社は三部落に分れて各々ルーダンを有つてゐたが、最近にその一つはルーダンの死亡によつて、他と合併し、現在では二部落に分れてゐる。

(E) タロアン社

タロアン社は一部落である。

(F) マヘボ社

マヘボ社は二部落に分れてゐる。然しそれは最近まで一であつたのであるが、分裂して二になつたのである。そして部落名は位置によつてアラン、ダヤ（上の社）、アラン、フンナツ（下の社）と呼んでゐる。而してこれ等の區分されたる部落をトボボフルアランと稱する。

(G) ボアルン社



## (H) タボアン社

二社ともタウツア蕃より加入せるものであつて、加入に際して何れも霧社蕃のガガに大豚二頭を提供してシヨッボガヤとなしたといふ。この場合のシヨッボガヤとはガヤを同じうするの意味で加入の場合である。個人の場合にても同じく、その時も豚を出してその肉をガガの全體にド・マホールして分つのである。ド・マホールとは肉を分つ時に長い竹箸をつくりて、それにて肉を一片づゝ刺して順々に分つのである。加入せるものも當然その肉の分配に與るのである。

ボアルン、タボアンは各々一部落である。

## (I) スーク社

スーク社はカレラオ、バコワン、シーパウの三部落に分れ、これ等の名稱は部落名である。

## アミ族の年齢別階級制度の研究



普通アミ族と稱せられてゐるのは、彼等自身がパンツァ *Pangsa* 若しくはバグツァ *Pangsa* と稱するものことであつて、アミ *Ami* はアミス *Amis* (北方の人) から轉化せられて今日種族名として用ゐられるに至つたのであるが、彼等同種族の間にあつても南方のものは北方のものを呼ぶにアミスを以てし、種族以外のものもアミスを以て呼んでゐる。

臺灣の多くの蕃族が現在では主としてその大部分が山岳地帯に居を占めてゐるに對して、アミ族はその住息地の大部分を平地に求めてゐる。それは東部臺灣、即ち花蓮港及び臺東の二廳下に於ける平地の大半に亘り、北はサバト溪を境とし、南は卑南平野に至り、中央山脈の東麓より東は太平洋岸に達する地域は彼等の生活の舞臺である。

アミ族は上記の地域に約七十の蕃社(ニヤロ)を作り、集團部落を營んでゐるのであつて、その總人口約四萬を數へ、臺灣に現存する未開種族の中にて最も優秀なる種族であつて、教育の普及、産業の發達に



於て恐らくその第一位に位するものである。

アミ族の蕃社組織に於て特に目立つものは彼等の女系制と年齢別階級制との二つである。今は女系制に就いては後日に譲り、その年齢別階級制と統治組織とに就いて記さんとするものである。而して年齢別階級制は取りも直さず統治組織の基礎をなし、且つ蕃社の組織制度の上に重大なる役割を演ずるものなのである。

アミ族の間にありては其の男子は、或る期間の年齢に達すると、各々その自分の蕃社の階級に取入れられ、その新しく階級に取入れられたる男子達によつて新しき級、即ち新階級團體が編成せられるのである。そしてこの新階級團體は先に編成せられたる年齢別による數個若しくは十數個の既存の階級團體の最後の列次に加はり、それ等と共に一つの階級的階梯を作り、更に數年の後次の新階級團體の編成せられると共に、既存の階級は順繰りに一段階宛上進してゆく組織を指して、アミ族の年齢別階級制といふのである。

その或る期間の年齢とは各蕃社によつて異なつてゐる一様ではない。又或る期間の年齢に達した男子が階級に取入れられ、新階級團體が編成せられるには或る一定の間隔の年限があるか、若しくは或る標準數以上の人員が必要とせられるか、各蕃社に依つてそれぞれ慣習が異なるのである。それ故に或る期間の年齢に達せるものが随時に階級に入り得るものでなければ、又取入れられるものでもなく、或る一定の年限を隔て若しくは或る標準數以上の人員に達するのを待つて、或る期間の年齢に達せる者達が同時に階級に

取入れられ、そして新しき階級團體が編成せられるのである。それを何年目毎にするか、若しくは何人以上に達した時にするかは或る期間の年齢が蕃社々々によつて異なる如く、之も亦一様ではないのである。

而してこれ等の同時に階級に取入れられ、同一階級團體を編成し、その成員となれる者はすべて終始變ることなくその階級團體に屬し、死亡するか若しくは蕃社を退社することのない限りは常に其の成員であつて、その成員の全部が死滅するに至るまでは同一階級團體を持續するのである。而して成立の當時最下位であつたものが次ぎ次ぎに新しく階級に取入れられるものが出来、新しき階級團體が編成せられるにつれて一段階宛上進し、遂には最上級の階級團體となるに至るのである。それ故二三の蕃社に於ける特殊の場合を除く以外には階級團體の順位及びその成員の移動といふことは決して起らないのである。

この階級團體を、海岸地方の諸蕃社の中沙汝灣社以南及び馬蘭社(卑南大溪下流の南部にあるアミ族の蕃社)にてはカブットと稱するが、その他では皆スラルと稱するのである。カブットといふことの意味は不明であるが、スラルはスラ(土地)から由来すると私は考へてゐる。

アミ語にて家はルマであり、家族はオルマである。そして家は私有であつて女のものである。家族は女の系統によつて數へられ、女によつて繼承せられ、家族の主宰者は女である。家中の鍵(サボハット)を腰にぶら下けてゐるものは女である。アリリ(穀倉)は男にはバイシン(禁忌)である、タブーである。之に反して土地は共有であり、蕃社のものである。蕃社の主宰者は男である。蕃社の中樞である集會所は女はバ



イシンである。彼女等は其處に入ることを禁じられてゐるのである。同様にバルグルガン(祭殿)も亦女はバイシンである。これは要するに男が家の財産に對して何等の權利を有たないと同じやうに、女は蕃社の祭事及び政治に對して何等の權利を有たないのである。

これを以て女は家に屬し、男は蕃社に屬するといはれるであらう。男が蕃社に屬することは即ち土地に屬することであらねばならない。斯くて女を中心とする家族がオルマであり、それがルマに由來することが明かであるやうに、男を中心とせる階級團體がスラルであり、それがスラに由來することは同様に餘りに明かであると私は考へる。

尙私は家は女のものであり、土地は男のものであることに就いて、アミ族の傳説を思ひ起してみたい。アミ族中北方の分派をなすもの、即ち俗稱南勢蕃と呼ばれるものの中、薄々、荳蘭、里漏等の蕃社は同一傳説を有するのであるが、彼等の最初の二人はトアウ(男)とチルマ(女)の兄妹である。次に中部の分派をなすものの中その最も古い傳説を繼承してゐるといはれてゐる奇密社の傳説によれば、その最初の二人はチスラ(男)とナカウ(女)の兄妹である。

これ等の二つの傳説は共に洪水傳説である。私はこの二つを同一傳説のモディフィケーションであると考へてゐる。そして北方系のトアウと奇密社のチスラとは同一人物であり、奇密社のナカウと北方系のチルマとは又同一人物であると私には考へられる。チスラ、チルマのチは冠詞であつて普通名詞が固有名詞と

して用ひられる場合に冠せられるのである。それ故にチスラはスラ即ち土地の擬人化であり、チルマはルマ即ち家の擬人化である。トアウとナカウとがそれぞれにチスラとチルマと同一人物であるといふことを證據立つべきものを私は未だ見出してはゐないのであるが、土地が男に擬人化せられて用ひられ、家が女に擬人化せられて用ひられてゐるといふ事實は、土地は男のものであり、家は女のものであるといふ彼等の間の慣習の觀念化であると私は信ずるものである。この男—土地—階級の關係と女—家—家族の關係との對立は彼等の社會組織の上には年齢別階級制として、他は女系制として對立し、その社會生活に於て根本的の役割を演ずる最も重大なる要素をなすのである。

次に階級に取入れられ、階級團體を編成するその際に儀式が行はれる。つまりイニシエーション・セレモニーが行はれる。そのことを薄々、荳蘭、里漏等にはミサスラルといひ、馬太鞍社にはミサウイド、奇密社、太巴哩社にはミスラル、下勝灣社、紅座社、石公坑社にはミウド、ン、沙汝灣社以南の海岸地方及び馬蘭社にはミカブットといはれるのである。これ等の中ミサスラル、ミサウイドのミサは二人以上の者達が共同に同一の仕事に従事する、若しくは同一の行動を爲す事を意味する前綴詞である。ミスラルは即ち階級團體の全員が共同の意志若しくは目的を有つて同一の行動をなすことを意味するのであつて、ミスラルアイ即ち「またミスラルに入らざるもの」であつたものが今度階級に取入れられるに當つて始めてそのすべてのものが團體として同一の目的を有つて同一の行動を執ることを意味するのである。



又ミサウイドのウイドはウイドンであつて同一階級團體の成員は相互にイダン Lang 即ち仲間なのであるから、仲間同志が全部共同にて同一行動をとる、即ち彼等が最初のミサウイドに参加したものによつて新しく階級團體が編成せられるのである。ミサの用法に就いてはイニシエーション・セレモニーの場合ばかりでなく、平常スラルのものがスラル全體として同一の仕事をする場合には、ミサスラルといはれるのである。又今日蕃社の青年が始終勞役に徴發せられるが、その場合にそれが二人以上の時はミサクリーといはれ、一人の時にはミクリーである。ミに就いては次に説明する。それでミスラル、ミウイドン、ミカブツトのミであるが、それは自分が何かの行動をすることを現はす意味の前綴詞であつて、ミスラルは自分がスラルに入ることの意味し、同様にミカブツトは自分がカブツトに入ることであり、ミウイドンは自分が仲間になることである。その用法に就いては尙ミトバツコといへば煙草を喫することであり、ミエツツブといへば檳榔實を嚼むことである。

而してこのイニシエーション・セレモニーはその年のイリミンの時、いはば蕃社の正月祭の時である。それは粟(ハバエ)を刈取り、それを穀倉(アリリ)に納めてからであつて、粟刈りを始むる時に行ふミハバエノリシン(粟刈祭)から約一月後のことである。それは地方によつて收穫時に違ひがあるに依つて矢張り同時ではない。大凡そ七月の下旬から九月の下旬の間である。

## 二

私は次にスラル若しくはカブツトに就いて重なる蕃社に於ける各種の數例を挙げたいと思ふ。

花蓮港街の南方約一里、花蓮溪下流の西岸一帯に亘つて薄々、荳蘭、里漏の三蕃社があるが、これ等は一社であつたものが、現在の地に移動せる際に三ヶ處に分立したものであつて、相互に親近の關係を有し、アミ族中にて他の蕃社に對して一部族をなすものと思ふ事が出来るのである。尙荳蘭社の西方約一里の處にこれ等と同系統に屬する七脚川と稱する蕃社があつたのであるが、今はその社人は四散して殆ど蕃社人はなく、尙七脚川社の名を存するけれども、それは名のみにて現在の社人は他蕃社よりの移住者のみであつて眞に同社の系統に屬するものではない。尙この地方にはこれ等と系統を異にするものと思はれる歸化社、厩々社、飽干社があり、その中後の二社は薄々、里漏の北に接して蕃社を建ててゐたのであるが、今はある者は四散し、ある者は薄々、里漏に合併せられてその舊態を留めてゐない。又歸化社の位置は花蓮港街の北西約一里半沙婆礁溪の南に當るのであるが、これは既に清國時代に討伐を受け、一旦歸化せるが爲めに歸化社の名ある程にて、現在にては始どいふに足らないものである。サコルはその蕃名で



ある。以前はこれ等の蕃社を總稱して南勢蕃、若しくはこの花蓮溪の下流一帯より北方に廣がる平野を蕃菜平野といひ、凡て是等の蕃社はこの平野に位置するが故に蕃菜アミと稱せられ、又、南方のアミ族は花蓮港アミ稱してゐる。

上述の如く薄々、豊蘭、里漏の三社はもともと同一のものの分派であるが故に、其の習慣、制度等殆ど全く同一であつて、各社は夫れ々に獨立せる機關及び組織を有するのであるが、又三社は聯合して現在にては薄々社のサカカイノバプルアイが三社の總頭目として其等の主宰に任じてゐるのである。サカカイノバプルアイ、即ち頭目等に就いては後節に述べることにする。而して其等はアミ族の北方に於ける有力なる代表的の蕃社であつて、同族中にて最も進歩せるものである。

是等の三社にては各社別に各々にスラルが存在するのであるが、各社共以前は二十三歳以上に達せる者が八年毎に階級に編入せられ、スラルを編成したのであつたが、近年になつては既に十七八歳位にて階級に入るものがあるやうになつた。尤も現在では蕃地にも警察官吏派出所又は駐在所が置かれ、戸口簿が出来てゐるから割合に正確な出生の年月を知ることが出来るけれども、もとは勿論かかることはなく、又他に年齢を記載するやうな方法を有たなかつたのであるから、各蕃社とも年齢の測定は記憶によるか又は他のものとの比較によるかするしかなかつたので、それは概算であつたことはいふまでもない。それ故にそれは單に年の數のみを主として考へたのではなく、身體の各部の成長、精神的方面の發達とい

ふことがイニシエーションを決定する大事な要素であつたことは無論のことである。それ故以前の二十二歳といふことは正確さを缺いてはゐるが、然し今日よりもイニシエートされる者の年齢が概して高かつたといふことは事實である。その原因として考へられることは人口の減退といふ事と、早婚の行はれるに至つたこととの二つが重なるものであらうと私には考へられる。就中早婚のことであるが、アミ族の婚姻は比較的晩婚であつたのであるが、近年になつてそれが目立つて早婚が行はれるやうになつたのである。その點に就いては尙後に記すことにする。

然し尙これ等の三社は他の數多くの蕃社に比較してイニシエートされる年齢は高く、他の蕃社に於ては普通略々十四五歳からイニシエートとされてゐる。然かもそれが三年乃至五年に一回の割合であるが、これにては滿七年を要するのである。

薄々社(以下薄々社と單獨に記す時は他の二社をも含むものとする)に於ては最近にスラルの編成せられたのは大正十三年であつて、その前は六正六年であつた。それ故大正六年のミサスラル當時、もう一年すぎれば丁年に達してイニシエートされる資格を得るものも再びミサスラルの時が来るまで、即ち滿七年間すぎ大正十三年にならなければ、彼等はイニシエートされることは出来かつたのである。そして大正十三年のミサスラルの時には大正六年後丁年に達したものが皆同時にイニシエートされた譯である。そしてそれ等が現在での最下級の階級團體マオラチを作つたのである。それ故に同時にスラルに入り、同一階級團體



に属するもの間に常に最年長者と最年少者との間には少なくとも七歳の開きがある譯である。

現在薄々社に於けるスラルの名稱を下位より階級順に記すと、マオラチ(大正十三年)ラオマイ(大正六年)アルムツト、ララオ、アラマイ、アラデウス、アラバガス、タボツク、マオラヅの九階級に別れることになるのである。

而してこれ等のスラルの名稱なるものは薄々社にては古くより傳はれる一定一列の名稱があつて、それが循環して用ひられるのである。それ故今後次のスラルが編成せらるる場合には現在の最上級のスラル名マオラヅがその新しきスラルの名稱として與へられるのである。然し若しもこの場合に現在のマオラヅの成員が一人にてもその時尙生存してゐるならば、そのスラルはスラルでその儘残存せしめて、その名稱を重複して新しきスラルに附與する事となるのである。然し斯様な場合に於ける名付け方は後に述べる太巴壘社及び馬太鞍社に於てはその趣きを異にするのであるが、それは、これ等の二社に就いて述べる時にする。

上記のやうに、スラルによつて上下に連続せる階級の中、最下位の階級に属するものはトロチと稱せられる。トロチとは木の若芽のことであつて、若者の走りといふ程の意味である。第二級のものに對しては當社にては特別の名稱はない、そして第三級以上最上級までをマトアサイと稱するのである。他の蕃社にては普通マトアサイに對してそれ以下の階級のことをカツバ(若しくはカバ、カツバハ、カツバア)と稱するのであるがこれ等の三社にてはこの事はない。カツバは若者といふ意味である。マトアサイとはどう

いふ意味かと或る蕃社にて尋ねた時に「坐はつてゐる人」だと答へてくれたが非常に面白いと思つた。然しマトアサイの本來の意味は恐らく昔若しくは古いといふ事を意味するオトアスから來たものであらう。即ちオトアスアイ Otsu-ai——オトアサイであつて、それがマトアサイと變つたのであらうと思はれる。即ち年長の人といふことである。アイは何々の人、何々をする人の意味を現はす後綴詞である。マトアサイが何故に「坐つてゐる人」であると答へられたかに就いては後に述べることにする。

而して各個のスラルにはバブルアイヌスラルと稱する世話役が選ばれるのであつて、その人員は一定してゐず、各スラル三名若しくは五名を普通とする。バブルアイは又バボロアイであり、ヌはノでもある。アイ語に於ては母音のOとUとの混同は殆ど普通であつて非常に多く行はれてゐる。ヌ又はノは日本語ののと同じ意味である。バブルアイの意味は不明である。が然し世話役といふ程の意味であらうと思はれる。即ちバブルアイヌスラルはスラルの世話役である。蕃社の世話役即ち現在の頭目に相當するものは又バブルアイと呼ばれてゐる。普通は單にバブルアイと呼ばれてゐるが、詳しくはバブルアイヌヤロ即ち蕃社の世話役である。

次にスラルの職分及びスラルによる品性に就いては後に記すこととして、今は唯婚姻のこのみを記すにとどめるが、薄々社にてはマミスラルアイの間は婚姻を結ぶこととはゆるされなかつたのであつて、ミスラルアイ即ちスラルに入れるものだけが結婚することが出來たのである。然し今日ではこの制限は非常



にゆるんで来てマミスラルアイであつて既に結婚するものがあるやうになつたのであるが、それでもそれは決して皆のものから好き感情を以て迎へられず、稍々輕蔑の態度を以て見られるのが普通である。それが近年になつてミサスラルの際に以前に比して割合に年下の者がスラルに入ることを希望するやうになつた一つの原因であらうと思はれるのである。即ち早婚が行はれるに従つてスラルに入るものの年齢が低下してゆくのは、制度の力が弛緩した今日に於ては當然のことであらうと思はれる。それでも未だ制度の力は兎に角にもスラルに入ることによつて公然と結婚することを求めしめてゐるが、近き將來に於てはその事すら認められなくなる時があるであらう。然しミサスラルアイの年齢の低下は決してそれのみからは考へられない。他の原因として私は先きに挙げた人口の減退といふことも同時に考へなければならぬと思ふのである。最近に於ては左迄人口の減退の傾向は見受けられないのであるが、昔日の盛大であつた時に較べると全體に於て減退してゐることは争れない事實である。それにもかかはらず蕃社の公共共同の作業は決して輕減せられないばかりか、彼等は尙その上に義務苦力の賦役に徴發せられる数は非常に多いのである。それが爲めに多くの壯丁を必要とすることとなり、従つて年齢の低下が必要とせられるに至つたのではないかと私には考へられるのである。勿論教育の普及といふことが年少であつても既にスラルに入り得るだけの能力を與へてゐるといふこともあるであらうし、又薄々社には六年程度の公學校があつて三社の殆どすべての兒童は其處に入學するのであるから、公學校を終れば既にスラルに入るだけの資格は

認められるやうになり、従つて低下といふ傾向を助長することになつたとも考へられものである。

次にこれ等の三社の所在地から南に下ると、花蓮溪の上流馬太鞍溪の南に馬太鞍社がある。更にその東南方約一里を隔て、北清水溪の東岸に太巴哩社がある。これ等の二社は共に同一系統に屬し、古く奇密社の系統より分派せるものであつて、中北部に於ける代表的の蕃社である。なほこれ等の系統をひけるものはこれより南にかけて中南部に數多くの蕃社を作つてゐる。

太巴哩社にてはミスラルをなすのは約十五歳からであつて、それは五年毎に行はれるのである。そのスラルの名稱を下位より階級順に列記すると

ラテヨル(大正十二年)、ラトマイ、マオアイ、ラデワス、ラツガウ、カラベ、ラオイチ、ラトド、ラタボック、ラティヤム、マウラヅ、ラウツウ、ラトロン、ラコワ、の十四階級が存するのである。

而してこれ等のスラルの名稱は薄々社と同様に古くからの既定の系列のものであつて、循環的に用ひられるのであるが、唯薄々社と異なるのは、例令、この次ぎに新階級團體が編成せられる時に現在の最上級ラコワの者が未だ生存する場合には、ラコワの成員を其の下のラトロンに合併するか、若しくは著しくその成員の数が減少してゐるスラルの成員をその次のスラルに合併するかして一つの缺級を作り、そのスラルの名稱を新しく構成せられるスラルの名稱とし、同一名稱を同時に重複して用ふる事がないのである。若し



この場合にラコワをラトロンに合併してその名稱を最下級のスラルの名稱とする場合には階級及び名稱の順位を亂す事はないけれども、さうでない場合にはそれ等の順位を亂す事となる譯である。又その何れの場合にしろ同一階級團體は終始同一成員のみによつて持續せられるといふ原則を破る事ともなる譯である。

次に上記の連続せる階級の中、下位より第五級までがカツバであり、その中最下級即ち現在ではラテヨルはトロチと呼ばれる。そして第六級はバビクランであり、第七級以上最上級までがマトアサイである。

バビクランは奇密社のバビクダンと同一であつて、アミ語に於てはラとダの混合も亦可成りに多く、寧ろその區別はなくラダにあらずダダにあらず、その中間音ではないかと私には聞きとれるのである。バビは普通他に働きかける意志若しくは他を動かす意味を現はす前綴詞であるが、クラン若しくはクダンの意味が如何に穿鑿するも今の處不明なので全體の意味を明かにすることが出来ずにある。唯その階級的位置が中間に位してカツバとマトアサイとの連絡となるばかりでなく蕃社の中堅としてカツバをして能く勞役に服せしめ、マトアサイをして能く蕃社の模範たらしめ、その任務を完ふせしむるやうに盡力するのがその役目であるといふ彼等の説明はその意味を稍々明かにし、バビの前綴詞が用ひられてゐる點を了解することは出来るやうに思はれる。

尙太巴哩社にてはバビクランをカツバの中に含めてゐないやうであるが普通バビクラン若しくはバビクダンは階級の役目を指す名稱であつて、バビクランのものも身分としては矢張りカツバであるのである。

此處で私は前に述べて薄々社の階級のことを一度考へてみたい。その第二級に對して薄々社にはそれを指示する何等の名稱がないのであるが、この階級は恐らくこのバビクランの階級に相當するのではないであらうかと私には考へられる。普通バビクダンの年齢は三十歳前後の間であるが、薄々社にて若しも以前には二十二歳でミサスラルをしたならば、次いで滿七年たつて第二級に進むのであるから恰度年頃からすると他の蕃社のバビクランに相當するやうに考へられるのである。

尙太巴哩社にも各スラルにはバブルアイがあつて定員は二名である。婚姻に就いてはトロチの間はゆるされず、第二級にすすんで始めてゆるされるのである。

次に馬太鞍社にてはミサウドを略す十五歳前後からであつて、此處では一定の年限はなく、その數が標準數以上に達するのを待つて行はれるのであるが、以前蕃社が盛大であつて人口も多かつた時には五十人六十人といふことがあつたが、現在では蕃社も昔日の面影なく、人口も減少してゐるので、大正十三年に現在の最下級のスラルラホワックが出来た時にはその人員は三十人であつた。その上位のアラクリンの時には三十七人、その更に上位のアラベアの時には四十二人であつた。これに依つて見ると近年になつては約三十乃至四十を以てその標準數としてゐることが知られる譯である。そしてその間の年數は大凡五六年目に一度であるといはれてゐる。

次にスラルの名稱を列記すると、



ラホワツク（大正十三年）、アラクリン、アラベア、マオマイ、アラワオ、アラボカ、アラサナ、ツボラ  
ン、アラオノチ、アラテヨル、

の十階級に別れることとなるのである。

而してこれ等のスラルの名稱は前同様に古くからある一列の名稱であつて、それが循環的に用ひられ、  
太巴哩と同様に取扱はれるのである。又これ等の名稱は昔からの型にはまつた名稱とはいふもののそのス  
ラルの中に餘りに病人が多く出るとか、不幸不吉の出来事が起つたりした場合には、適宜にその名稱が變  
更されるのである。

又これ等の十階級の中、下級より第四級まではカツバであり、その中最下級は前同様にトロツ（チとツと  
は多くの場合異音同質である）と呼ばれる、第五、第六の二級はバビクランであり、第七級以上最上級ま  
でがマトアサイである。バビクランが階級に附帶せる或る役割に對する名稱であることは太巴哩社の處に  
て述べた通りである。

尙各スラルには定員二名宛のサコバガイがある。サコバガイの意味は不明であるが、その役目がバブル  
アイノスラルと同様に各々のスラルの世話役であることには變りはない。

馬太鞍社にては婚姻は太巴哩社と同様にスラルに入つてトロツから第二級にすすんで始めてゆるされる  
のである。年齢は大凡二十歳から二十五歳迄の間であるといはれてゐる。

更に南に向つて進むと花蓮溪本支流の流域地帯をはなれて、秀姑巒溪の支流であるマシロ溪の流域に出  
づるのではあるが、その流域に沿つて拔仔庄に巫老僧、週武洞、人仔山の三社があり、更に烏漏、山猫、  
烏鴉立等の蕃社がある。これ等は見て奇密社の系統に屬するもので人仔山、烏鴉立等の分派である。マシ  
ロ溪は烏鴉立社の南にて秀姑巒溪本流と合するのであるが、南より殆ど真北に流れて来た秀姑巒溪はこの  
合流點に於て急轉回をなし、東に流れ、海岸山脈を横斷して太平洋に注ぐのである。その合流點から約二里  
の下流、北岸約五百尺の斷崖の上に奇密社がある。奇密社は前にも記せるやうに中部アミ族中最も古い傳  
統を有するものであつて現在の地に轉住して奇密社と稱するやうになつたのは、同じ系統の太巴哩、馬太  
鞍、人仔山等の諸社に較べると近年のことであるが、中部アミ族發祥の地と稱せられるラガツアン山（現  
在の蕃社人仔山ではなく、太巴哩社の東、猫公社に至る途中の海岸山脈中の山地である）の最も古い系統  
を承け繼ぐものと稱せられてゐる。

傳説によると彼等の祖先はもとタウラヤン（今の三笠山）の地に住んでゐたのであるが洪水の爲めに流さ  
れ、チストラとナカウの兄妹が唯二人漂流してラガツアンに辿り着き、現在のアミ族の祖先となつたといは  
れるのである。其後太巴哩、馬太鞍、人仔山、猫公等の者が分派して獨立した後、ラガツアンに残つて  
ゐるものも遂にラガツアンをすてて南方に移動し、更に北上してチーチバイ（現在の奇密社より稍下流  
秀姑巒溪の對岸）カララ（秀姑巒溪の西岸コヨ溪の河床の南方から三笠、玉里方面に延びる臺地）等の



地を経て、現在の地に移つたものである。以前は斯くの如き傳統を有ち、秀姑巒溪の要害を擁してアミ族の總本家を以て任じ、その勢力は中部地方を壓してゐたのである。

奇密社にてミスラルをするのは略々十三四歳からであつて、それは滿三年毎に行はれるのである。最近のミスラルは大正十三年であつたから恰度今年が次のミスラルの年に當る譯である。

今奇密社に於けるスラルの名稱を階級順に挙げると、

ラツクル(大正十三年)、ラシツ、ラコツウ、ラダマイ、ラクワ、ラトマイ、ラトロク、ラコリ、ラガツアオ、ラシドゥン、ラアベ、ラツマバ、ラツガオ、ラウツチ、ラサナ、ラバラル、ラタカン、ラオラツ、ラテクル、ラチハク

の二十の階級に列ぶのである。

然しこれ等のスラルの名稱は前三例に示すやうに既定の一例ではなく、新しく階級團體の編成せられるその都度に名稱をも新しく選定して附けるのであつて、その名稱はその階級團體の存続する間は、その階級團體に附帶するのであるが、其の階級團體の消滅と共に消失し、一階級團體限りのものである。然しその名稱が再び後々の者によつて選ばれることは勿論有り得ることである。

右の階級の中下位より第七級までがカツバハであり、第八級以上最上級までがマトアサイである。マトアサイであるもの達の階級には更にこれを指し示す何等の名稱はないが、カツバハの七階級には各々の階

級に附帶する名稱があつて、最下位より夫れ／＼にルブルブ、チヨベバイ、トクルル、アダワガイ、バビクダンカツバハ、バビクダン、バビクダンマトアサイと稱せられる。これ等は階級の列次を示すと同時に階級に附帶する職分を表示する名稱である。

ルブルブは小走り、小使であり、チヨベバイは傳令であり、トクルル、アダワガイはさういふ特別の職分を有しない、唯順々に上からの命令を下に傳達命令する役目を有するものである。それからバビクタンにすすみ、それが三級に別れてゐるのであるが、バビクダンカツバハは若いバビクダンであり、バビクダンマトアサイは年上のバビクダンといふにすぎない。尙奇密社に於てはバビクタンを明白にカツバハの中に入れてゐるのである。これ等の名稱の意味は共に不明である。その職分に就いては後にスラルの品性と職分とに就いて述ぶる時にする。

次に第三級即ちトクルル以上の階級のスラルにはコモトと稱する世話役があるが、ルブルブ、チヨベバイの間にはない。コモトの定員は二名である。

婚姻はスラルに入つても未だアダワガイ以下の間は公然と結婚することは出来ない。彼等はバビクダンカツバハになつて始めて婚姻をゆるされるのであつて、晩婚である。

次に秀姑巒溪を遡ると、カララの臺地に加納々、舞鶴、掃叭等の蕃社があり、尙その流域東岸のマロラン、リガツアイ、チロー、マタリム、マンツラン、マコタ、タコリヤウ等の蕃社を経て、玉里に出る。



玉里から秀姑巒溪を隔てて南岸に石公坑、下勝灣、紅座の蕃社がある。それらは凡て奇密、太巴壘、馬太鞍、人仔山等の系統をひくものであるが、尙海岸地方からの轉住者をも混つてゐる。

下勝灣、紅座、石公坑の三社は共にその建設の日は若く略々七八十年位のものであつて、その社人も同一系統のものではなく、多くは馬太鞍、太巴壘、拔仔方面から移住せるもの及び海岸地方から来たものから成るのである。そして蕃社として左迄大きくはなく、下勝灣社の人口約四百が最も多いのであるが、これ等の蕃社は現在に於ては比較的進歩してゐる。

下勝灣社(他の二社と同じ)にては略々十五歳からミウイダンをなし、それは三年毎に行はれる。そして現在のスラルの名稱は

ラヘツ(昭和二年)、ラチンピン、ラツクルス、ラツマハホン、ライビツ、ラボト、ラバボイ、ラトドフ、ラデボン、ラオエツ、ラカボス、ラチャム、ラアバル、ラカラン、

の十四の階級になつてゐる。

これ等のスラルの名稱は奇密社と同様に既定の名稱ではなく、新階級團體の編成せられる度毎に新しく選定せられるのである。然しその名稱が不吉である時には何時にても改められるのである。又新しく名稱を選定する場合には古い名稱を承継ぐことも無論あるが、又當時の事件に因んで命名することも少なくなく、ラヘツは昭和の改元に因んで命名されたものである。この例は同じく今年命名された海岸地方の

石坑社にセウマゲンといふのがある。

右の中下位より第九級までがカバハであり、第十級より最上級までがマトアサイである。そして本社にては奇密社と類似し、カバハは最下級がルブル、次がチヨベハイ、次がトクルルであり、第四、五級がバビクランカバハ、第六、七級がバビクランラ、第八、九級がバビクランマトアサイである。尙最下級ルブルは又バカロガイとも呼ばれる。バカロンは他人をして第三者に用事を通達せしむる事であり、ミカロンは他に通知することである。それでバカロガイ(Mikarong)は頭目若しくは上級の者がミカロンする時に、その命を受けてバカロンさせらるる者といふ意味である。下勝灣社出身の玉里支廳の巡查稻用嘉造(カフアウはその本名であつて、姓はイナトルに屬するので斯く改名したのである)の話ではバビクダンとは一番眞盛りのものといふ意味であるといふが、クラン又はクダンの意味が不明であるので首肯し難い。眞盛りの男であることはバビクランの年齢からいつても確かであるが、バビの前綴詞が意味をなさない。それ故私は矢張り他を動かす意味を含んだ役目を意味するものと考へる方が正しいと信ずる。婚姻は第三級トルルになつてからでなければゆるされないのである。

次いで再び奇密社より秀姑巒溪を下ると約三里にして河口に達する。その北岸を大港口と呼ばれるが、其處にはランノ社がある。それより太平洋岸に沿ふて北上するとマクアタイ社、彌公社等がある。更に秀



姑摺溪の對岸には納々社がある。貓公社は調査未了であつて不明であるが、恐らく大巴壘と系統を同じくするものであらう。昔は現在の貓公社の北にテガラウ社があつたのであるが今はない。恐らくテガラウ社と貓公社とは同じものであらう、そして傳説に現はれた貓公社とはこのテガラウ社のことであらう。

ランノ、マクタアイ、納々の三社は略々同様であるが、納々社の例を示すと、

ラテヨル、ラチャ、ラソル、ラヅアガス、ラツクル、ラバス、ラコアウ、ラヘネン、ラデヘボ、ラアベ、ラカロ、アラバナウ、ラトバツク

の十三の階級がある。下位より第六級までがカツバであり、第七級以上がマトアサイである。そして最下級がトロツノカツバであり、第二級より第五級までがタトルガイノカツバであり、第六級がサカカイノカツバである。又第七はトロツノマトアサイである。タトルガイの意味は不明である。サカカイノカツバはカツバの上級といふことで、サカカイは最上を意味するのである。尙スラルには二乃至三名のバブルアイノスラルがある。他はすべて大同小異であつて記すほどのことはない。婚姻の時期はタトルガイノカツバに入つてからである。ミスラルは三年毎であつて、略々十七八歳から三十五六歳までがカツバである。

更に太平洋岸を南すると始めて花蓮港廳界をはなれて臺東廳下に入るのであるが、大峯々、姑仔律、加録の蕃社がある。

姑仔律社にては第四級までがカツバであり、それ以上がマトアサイである。そして最下級はバカロガイ

と呼ばれ、カツバの最上級即ち第四級はマモノカツバである。ママは父の意味である。ミスラルは十五六歳からであつて、年限は定めがなく五六人の数があれば、スラルが編成せられるのである。尤もこの蕃社は小さな蕃社であつて僅に男六十八人、女六十六人にすぎないものである。そしてスラルに世話役なるものはなく、マモノカツバがその役目をするのである。尙マトアサイの最下級をトロツノマトアサイと稱する。

婚姻に關してはその年齢及び階級に制限なく、階級に入らざるものも結婚するといはれるが、それは近年に至つて弛廢し、殊に人口の僅かなる爲めに自然さういふことになるのであらう。

更に南すると大俱來、馬稼海の蕃社がある。馬稼海社は山麓に部落を有つてゐるのであるが、最近に海岸近く路傍に出て新蕃社を營んでゐる。ミスラルは四年毎であつて年齢は約十八歳からである。

次に石坑、大掃別、小竹湖の蕃社がある。

石坑社にてはスラルに入る前に三段の區別があつて、略々十五歳以下(現在では未だ公學校を卒業しない者)をミヤシガイ(掃除するもの)と稱し、それ以上十七歳迄の者をミキナノマイ(意味不明)と稱し、十七歳より二十歳までの者をバカロガイと稱する。是等は未だすべてワツ(小供)であつてミスラルアイである。然しバカロガイは見習生としてカツバに準じ、一團をなすも未だその團體名を有せず、階級に入つて初めてスラルとしての名稱を附するのである。即ちバカロガイを終つたものがスラルに入るのであつて、下階



測社の如くスラルの最下位のものがバカロガイといはれるのではない。スラルの名稱は

セウツダン（昭和二年）、ラサマイ、ラシンシン、ラバヴライ、ラチキン、ラルコ、ラボホン、ラチキウ、ラウクス、ラブイス、ラクビル、ラアルン、ラツギア

の十三であつて、最下級はトロツであり、第四級がマノカッパである。第五級はマトアサイノバカロガイにてカッパではなく、又マトアサイでもない。第六級に至つて初めてマトアサイとなるのである。

スラルの構成は四年目四年目であつて、スラルに別に世話役に相當する名稱はなく、唯そのスラルの中に優れたるものが世話をするのである。

婚姻はバカロガイからカッパになり、そして彼等の階級團體に新しき名稱を附せられるまではゆるされず、その名稱が定つてから初めて結婚が出来るのである。それ故現在のトロツ即ちセウツダンは昨年イリシンの時に既に新しきバカロガイが出来て當然カッパの列に加はつたのではあるが、昭和になつて彼等のスラル名が選定し、附與せられるまでは結婚することが出来なかつたのである。

次に石門溪を渡ると八桑安、僅那鹿角、烏石鼻、胆曼の蕃社があり、更に寧竹溪を越すと沙汝灣、都威、微沙鹿の蕃社がある。沙汝灣社以南の蕃社は先きに記せるやうにスラルをカブットと稱し、従つてミスラルをミカブットと稱する。なほ南に白守運、芝路古映、藤漏老の蕃社がある。藤漏老は現在の新港である。

新港より南には加貝來、叭翁翁、都歷、小馬武窟の蕃社がある。都歷社は次の大馬窟社と共にこの地の代表的蕃社である。

都歷社にてはカブットの下にバカロガイがあり、十二三歳位からのものが加へられ、五年目にミカブットするのである。ミカブットすることをミカブタイといはれる。尙カッパは第八級までであつて、最下級はトロツノカッパであり、第八級はマノカッパである。第九級からマトアサイであつて、第九級はトロツノマトアサイである。この社にはスラルにカクレダンと稱する世話役があり、定員は二名である。婚姻はカブットに入ればゆるされる。

なほ都歷社には女のカブットがある。然しそれは階級的に連續せるものではなく、又階級的意味を有するものでもない。それは二つのカブットであつて、下のカブットをブラブラヤンといひ、十八歳から二十五歳までの女の團體であり、上のカブットはラガツウといひ、四十歳から五十歳までの女の團體である。ブラブラヤンは別に特別の任務といふものなく、謂はば結婚期の女の一體である。ラガツウは蕃社の接待役であつて、蕃社に客人等のある時、彼女等が料理を作り饗應する勤めをするのであつて、この時ブラブラヤンの女はその手傳ひをし、料理を運ぶ等の事をする。これ等の女のカブットは別に特有なる権利があるのではない。この事は他の多くの蕃社に見受けられないことで非常に面白いことであるが、その起原、その他に就いて今の處全く不明である。又この二つのカブットの名稱に就いても意味不明である。



更に南下して馬武窟溪を渡ると大馬武窟社がある、大馬武窟社の奥に暖嘯吧灣社があり、大馬武窟社の南に加里猛狎社がある。

大馬武窟社は都歴社と大間小異であるが、女のカブットが夫のカブットに應じて、その妻達によつてそれぞれカブットが作られてゐる。然しそれは無論イニシエーションセレモニーがある譯でも何でもない。夫婦の關係に於ての妻達の團體にすぎない。

婚姻はカブットに入れば自由である。バカロガイは約十五歳からであつて五年目五年目にカブットが作られるのである。現在バカロガイのものは今年のイリシンの時にカブットを編成する筈になつてゐる。

更に南すると海岸に沿ふて八里屯、都曆、加路蘭、猿仔山の蕃社があつて、卑南大溪の北岸に達し、その對岸、卑南平野の一部に馬蘭社及びアラバイ社があるのである。

海岸地方の蕃社の系統は各蕃社の移動多く、錯雜してゐて餘りに明かでないが、私には大凡寧竹溪を境として胆曼社以北は中部及び北部の系統に屬し、奇密、太巴壘、テガラウ、薄々等の諸分派に屬するものに別たれ、沙汝灣社以南はこれを一纏めにして南方系と見做すことが出来ようかと思はれる。然し唯都歴及び小馬武窟の二社はもと祖先を同じうするものであるが、彼等の傳説によれば寧ろ北部の系統に近似するもののやうである。

馬蘭社は卑南大溪の南方にある唯一の大蕃社である。今の臺東街の西北約半里の外にある。昔日は卑南族の壓迫を受け、卑南社に貢税を納め、常に卑南族の爲めに輕蔑せられ、全くその領土の如き觀があつたのであるが、今は全く獨立して却て卑南族の諸社を凌ぐ盛大なる蕃社であつて、彼等の勤勉にしてよく規律を守り、秩序の整然たる、階級制度の嚴格なる等南方に於ける最も古き蕃社であるばかりでなく、實にその代表的なるものである。従つてアミ族中薄々、太巴壘、馬太鞍、奇密等の諸社と共に見通すことは出来ない。

馬蘭社にてはカブットに入る前に滿五年のバカロガイの修業をしなければならぬのであるが、大凡十五六歳からバカロガイとなり、それが終つてカブットに入るのであるからカバとなるのは通例二十歳からである。現在バカロガイのものがカブットを編成するのは恰度今年のイリシンの時である。

ラバテヤウ、ラウシン、ラツキン、ラインバイ、ラウンテ、ラスンテン、ラサマイ、ラチンピン、ラクオリ、ラリボン、ラツクル、ラトソ、ラアベン、ラツクオス、ラシンシン、ラツギア、ラサカム、ラバツイ

の十八のカブットがある。

これ等のカブットの名稱は既定のものではなく、カブットの編成せられる度毎にその都度新しく選定せられるのである。而して下位より第九級までがカバであつて、最下級はトロツノカバ、第九級はマモノカ



バである。第十級から第十四級までにはこれを總括する名稱はなく、一階級毎にそれぞれ下から上にミヒニガイ、ミロモロマイ、イバラウキライ、イツ、ボガイである。尙第十五級以上最上級までがイシユビアイであつて、これ等を又アリテガイといふのである。

馬蘭社にてはマトアサイの名稱はないのであるが、恐らくミヒニアイ以上が他社のマトアサイに類するものであらう。マリテガイは老人であつて、彼等の尊敬を受ける外、全く蕃社の公務に關與することなく、彼等にいはせれば「家にゐて動かぬもの」である。ミヒニガイ以上の名稱は階級に附帶せる役目を現はす名稱であるが、言葉の意味は不明である。その職分に就いては後に記すこととする。

各々のカプットにはタルクオスノカプットがあつて、二乃至三名である。婚姻はカプットに入れば自由である。

上述する處によつてアミ族の間に於ける年齢階級の形式に關しては最早充分であらうと思はれる。而してこの年齢階級制は階級に附帶せる職分と階級による品性とを規定し、蕃社に於ける任務と地位とを明にするものである。而してそれは蕃社内に於ける統治組織と關聯し、且つそれと相待つて蕃社といふ一つの共同生活體が成立つのである。

### 三

私は前節に記せる年齢階級制に就いて尙その階級に附帶せる職分と階級による品性とのことを記し、次いで蕃社の統治組織に入るべきであるが、その前に彼等の階級に取入れられる時に如何なる事が爲されるか、如何なる儀式が行はれるか、即ち彼等のイニシエーション・セレモニーに就いて記したいと思ふ。彼等の古い過去のイニシエーション・セレモニーに就いては明かではない。唯私は現在の彼等のセレモニーに就いて知るばかりである。而もそれすらが今は甚だしく簡略にされてゐるやうに思はれる。殊に蕃社の成立の日尙淺きもの及び小さき蕃社に於ては殆どこのイニシエーションに付きものである業の如きはまるで認められないやうになつてゐるのである。

今私は自分の知り得た範圍に於て若干の蕃社の例を擧げることとする。

先づ最初に薄々社の例を擧げると、其處では先きに記したやうに八年目毎に行はれるのであるが、その年になるとミサスラルの行はれる八日前に新しくスラルに入るものは、皆がタロアン(集會所)に集つて、一日一度の食事と少量の水を取るばかりで、晝夜を通して殆ど寝ぬる事なく、彼等はタロアンの前庭にて



マリコダ(男のみの踊)を踊つてその積古をなし、又彼等がミサスラルの當日蕃社の東方から海岸まで徒競争をするのであるが、その路を作り、草取りをする。そして愈々翌日はミサスラルを行ふといふ日になれば、彼等は全部打連れて檳榔樹の實一個宛を有つて、社中の最も年上の老人の所にゆき、最早自分達はミサスラルを行つてもよいだらうかといふ事を尋ねる。その時老人は同意を與ふるにあたつて、お前達は何人あるかと反問する。そこで彼等は持つて行つた檳榔實を渡して、これだけの人数だといふ事を答へる。老人はそれを數へて、これは多すぎる位だといつて喜び、翌日ミサスラルを行ふ事を命ずる。そして老人はデワス(一)に酒を注ぎ、自分の手を浸して、その手を高く擧げ、即ちバカントカワスをするのである。カワス(二)にむかつて「此處に集つてゐる者達はこの度スラルに入る者達ですが、どうか皆が丈夫であるやうに、そして私のやうに長生きする事が出来るやうにお守り下さい」といふ意味の祈を捧げる。

其處でスラルに入るすべての者は、老人の許を去つて蕃社中をめぐり、儀式をする家(三)を探すのであるが、其の場所は夫婦が揃つて二人共相當の年齢に達して尙壯健なものの家でなければならぬのである。其の家が定まると、彼等はその家にて夜を徹し、一番鶏の鳴く頃に、すべての者が一度自分達の家に歸つて、更に各自が酒を入れたデワス一個と牡鶏一羽宛とを携へて、再びその家に来るのである。其處で酒宴が開かれ、バプアルアイ始めマトアサイ達に饗應がなされるのである。

そして愈々日の白味かけるのを待ち、彼等は蕃社の東方の端に整列し、一齊に駆け出すのである(四)。

彼等はこの日初めてミスラルアイ(スラルに入れる者)としての服装をゆるされるのであるが、藁の葉を以て頭髮を縛り、藁の葉を耳飾とし、白い前掛をかけ、白い帯を結ぶのである。又先きに皆の者が有つて行つた牡鶏の中白い鶏一羽を選んでサカカイノバプアルアイ(首席のバプアルアイ、現今の面目)は足を束ねて競争の場に携へてゆくのである。

若しも競争の途中にて彼等の中落伍するか遅れるもののあるときは、かのバプアルアイは先きの白鶏の趾で以てそれ等のものの頸を後から突いてバロバスルン(飛ぶやうに驅けろ!)と叱りつける。そして彼等は海岸に達すると、其處で海水に足を浸して洗ふ。やがて全部のものが海岸に達すると、先きの白鶏をウラドゥ(槍)の先に刺して海岸に立て、その前に先着の二人を立たせて、全部のものが圓陣を作つて整列し又蕃社中のものも全部集つて來るのである。

其處でこの日ミサスラルしたもののの中に於て衆々人望のあり、力備のあるもの(五)が推されて先きの白鶏のウラドゥを持つて、自分の仲間の前に進んで訓辭をする。それから彼等はマリコダを踊つて、再び先きの家に歸るのであるが、この日は一日中マリコダが踊られる。

(註一) デワスとはアミ族の祭神器であつて、神を祭る時に酒を盛つて捧げるものであるが、又祭に用ふる酒を入れて持ち運ぶにも使はれる。それは土製にて形に二種類ある。そしてこれは彼等の所謂バイシンであつて非常に神聖視されたものであるが、今は迷信打破といふことで全く用ひられず、神聖視されることも少くなつてゐる。これを作るものは家族中に



ての女の年寄りである。

(註二) カワスとはアミ族の宗教的觀念によると神ではなくつて、靈であるやうに思はれる。それは妖怪でもあり、精でもあり、又死靈でもある。オトアスノカワスといふと、彼等の死んだ祖先の靈魂である。そしてカワスには善惡の二種があつて、善きカワスは人間を守り、これを救ふも、悪しきカワスは人間を死に致し、これに禍をなすものであると考へられてゐる。然しアミ族の宗教的觀念の中に神といふものがないかといふに、私はカワスと總稱せられてゐるものの中に二種あつて、他は本来カワスではなくつて、これとは概念を異にしてゐるやうに思はれる。それはマラタウ、ドゲ等と稱せられるものである。然しそれに就いてはアミ族の信仰と宗教的觀念とに就いて論ずる機會に譲ることとする。佐山巖吉氏の審判調査報告書によると、祈りを捧げられるものはマラタウ神であるとせられてゐる。又カワスであるとすれば、私はオトアスノカワスであらうと思ふ。

(註三) 佐山氏の報告書によると世襲の階級編成頭といふものがあつて、その家に集るやうに書いてあるが、私はそのことを聞き渡した。恐らく佐山氏の報告せられる階級編成頭とはシリシナイのことではないかと思はれるが、私が薄々社のバトノ及びチツルノウナクの口から聞いたところによれば、そのことはない。又この二人はミスラルする者達が許可を求めに行くのはサカカイノマトアサイ(一番年上の老人)の處であるといふが、荳蘭社のチツバイ・ドサク(坪井作太郎と改名す)及び里漏社の頭目チバコワイの話によれば、サカカイノバブルアイの處にゆくのだといつてゐる。又佐山氏の報告書にはこの夜のことをミテギルといふことになつてゐるが、恐らくさうであらう。

(註四) 佐山氏の報告書によると、一齊に駆け出す時に、「ヒラカペー コニ バロバサル」と高聲に號令するとあるが、それも事實であらう。「さあ若者達よ、飛べ」との意味である。又同氏の報告書中にこの競争に途中より加はるものが三分の一もあると書かれてあるが、その事實は決してないと言つてゐるし、又私も斯かることのゆるさるべき筈はないと信ずる。

(註五) この者が推されてバブルアイミスラルとなるのである。

新しくして彼等はスラルに入り、そしてその翌日は新しきスラルのもの全部が出でて、蕃社の道路の修復をなし、その草取りをするのである。そしてそれが彼等のミスラルアイとしての最初の仕事始めなのである。

この行事は薄々、荳蘭、里漏の三社共同様であるが、三社は別々に日を定めて行ふのであつて、同時に行ふのではない。唯右の中海岸に至つてこの日ミサスラルしたもの全部が海水に足を浸して洗ふのは里漏社だけであつて、薄々、荳蘭の二社には唯二三のものだけがそれを爲すのであるが、佐山氏の報告書に依ると、それをなす世襲の家が薄々、荳蘭の二社にはあるやうに記されてゐるが、荳蘭社のチツバイ・ドサクはその事實はないと否定してゐる。



太巴喇社にては、ミスラルが行はれるといふ前一年、翌年はミスラルするところの者達がスララタン（集會所）に集められてコモト（今の頭目）から蕃社の勞役に服すべきことを命ぜられる。其處で彼等はその一年間といふものは上級のスラルのものと共に仕事を手傳はされ、仕事を見習はされて、翌年自分達がスラルを編成して一本立になつても困らないやうに訓練させられる。その間無論上級のものの命令には絶對に服従しなければならぬのである。斯うして一年間の修業が積んで、愈ミスラルに取入れられ、獨立したスラルを作ることになると、その日上級のものは彼等を集めて竹棒を以て打擲し、亂打する。それが最後の行事で、その他には別にセレモニーといふやうなものは行はれないが、それがすんで初めてイリシンの五日目バタリノリシンの日にマリコダを踊るのである。

馬太鞍社では、先きにも示したやうにミサウイドゥを行ふ年といふものは定つてはゐないので、スラルに取入れてもよいと思はれる年頃の者の數の揃つた頃を見て、蕃社中のすべてのスラルのものがスララタンに集つて協議を重ね、即ちルマウツ（蕃社會議）を開いて愈ミスラウイドゥをさせることを決議するのであるが、それは粟刈がすんでイリシンの約一ヶ月前のことである。そしてその翌日から新しくスラルに取入れられる者達は上級のカツバ達に率ゐられて、鹿狩りに山に行くのである。

山に行つた者達は、三日の間山にて暮すのであるが、若しも獲物のない場合には、それがとれるまで山にゐる。この時新しくスラルに取入れられるもの達は上級の者のために小舎を作り、又飯の菜にする籐の

蔕を集めなどして、すべて上級の者達のために勤勞に従ひ、鹿が撃たれば彼等はその跡を追つて捕へにゆかなければならず、何事によらずすべて下働きの最も勞力の多い仕事に就かなければならぬのである。かうして數日を山で過して、數頭の鹿を獲て、彼等は蕃社に歸り、その獲物をマトアサイ達に捧げる。

蕃社に歸ると、スララタンに入り、其處で新しく編成せられた階級團體に名稱が與へられるのである。その夜は彼等は終夜寝ねず、その翌日は道路の草取り修復等に服するのである。そしてそれがすんで初めて彼等は二三日自分達の家に歸ることをゆるされ、休むのであるが、蕃社の用事がある時は必ずスララタンに集り、その仕事に服し、それが終るまでスララタンに寢泊りするのである。

そしてイリシンまでのこの約一月間といふものは檳榔實をかます、煙草をのます、野菜及び魚類を食はず、唯飯のみを食するのである。野菜を食はないのは身體を軽くするためであるといはれ、魚類を口しないのは汚穢を避ける爲めであり、檳榔檳榔實等をとらないのは節制の爲めである。身體を軽くするといふことは疾走及び跳躍を自由ならしめる爲めであつて、彼等はこの間中約五寸幅位の布を以て腹部を堅く捲きつけ、それを容易ならしめるやうに訓練されるのである。

そして愈ミスラシンの第七日目ミバタハボドゥの日になつて豚を殺し、その肉と酒とで皆のものが祝宴を開き、新しく取入れられたスラルのものが初めて皆と共にマリコダを踊るのである。かうして彼等は



完全に階級に取入れられ、獨立したスラルの成員となるのである。

奇密社に於てはミスラルはイリシンの時ではなくつて、粟の草取りの時、三月頃である。

それで何時ミスラルをするか、誰々がミスラルをするかといふことが定まるとミスラルをするすべての者達は腹部にバカ(駒締め)をはめ、カケタン(頭目)の家の横にあるロコの中に入つて、五日の間ミツバイ(斷食)をなし、其處から外に出づることがないのである。ロコとは僅に一間に二間位の屋根の低い極く狭い小舎で、横に小さな窓が開いてゐる薄暗いものである。

この斷食の五日目をミトコルといつて、この日になると母達はモ(餅)を作つて持つて行き、その一片を窓から中へ投げ入れるのであるが、そのモを拾つた者はそれを喰ふ眞似をして、喰はずにそれを投捨てる。母達は一度其處を去つて、暫くして再びロコの外に来て、もう出ろとすすめるのである。

六日目はミカツァウといつて、この日初めてロコの中で飯と肉とを食し、酒をのませられるのである。

七日目はミフリリウといつて、朝早く彼等は自分達のカガサワン(親族)の家を廻つて、一軒々々で御馳走になり、歸る時に餅とバラキース(古いクチュ、クチュとは豚の肚肉である)と薑とを一つに縛つて土産に貰つて来る。この時はマトアサイのものが一緒に連れだつて廻つてくれるのである。

その時上級のスラルの者達は先きに河に行つてゐて、彼等の歸るのを待つてゐる。そして其處に新しくスラルに入つた者の全部が集ると、その中で一番年下の者が立つて、自分達のスラルの名は何々である

といつて、上級のものに報告をし、自分達も今からスラルに入つたのであるから、貴方達と一緒に働きたい、就いては如何なる場合にも必ず貴方達の命令に服従するといふ誓言をする。スラルの名稱はその前に彼等がミイツバイの五日の間に自分達で相談をして定めて置くのである。それに對しては、上級の者は君達のスラルの名前は承知したといふことだけはいはれるのであつて他は何事もいはれない。

この日はそれからミヤドツブ(鹿狩り)に行くのであるが、然しそれは眞似事だけで、本當に鹿狩りをするのではない。そしてこの新しいものの誓言に對して應答するものはミヤドツブにゆくスラル中の年長者である。

そして彼等は新しくスラルに入つたものの持ち歸つた貰ひ物の御馳走を食した後、バルグルガンに全部のものが行き、其處でマリコダが踊られるのである。やがてそれが終つて皆は家に歸り、新しくスラルに入つたものは再びバルグルガンに歸つて寝るのである。バルグルガンとは蕃社の祭を行ふ場所で、アダワン(集會所)の前をすぎて暫くにして左に曲ると空地があつて、その横にある二間に四間程の建物である。

八日目はカリコダアンといつて、この日は新しいスラルのものは、蕃社中のスラルのもの全部と共にカケタンの家に行つて、一日マリコダを踊るのである。マリコダは必ず家の中でなく、家の外で踊らなければならぬのである。(奇密社の頭目ターエは他の蕃社ではこの日から、即ちマリコダを皆と共に踊れば、



女の陰部に觸れても構はないのであるが、奇密社では決して女に觸れてはならないのであると附言した。九日目バクランといつて、河狩りに行き、それでミスラルは終り、彼等はルブルブの階級に入るのである。

そして次のイシリンの六日目ミヤドツブの時に始めて彼等はカヤブ(前掛)を着ることを許されるのである。

加納々社では普通四年目毎にミスラルが行はれることになつてゐるのであるが、蕃社も新しく、その社人も少いので、大凡十人位も出来れば行ふやうである。

それでミスラルをすることが定まると、先きのルブルブの者階級は略々奇密社と同じく、唯アダワガイを加納社ではチツポアタイといひ、バビクダンが一段であるがイシリンの前日に新しくミスラルに入るものに、今度からルブルブになるのであるからと云つて、道路の修復、草取りに連れて行くのである。そしてイシリンの三日目ミブテックの日にカケタン(シリシナイであつて、バイシンノカケタンである)の家、即ちカコバに行つて上級のスラルのものが皆踊つてゐる中に入つて、マリコダを踊るのであるが、この時マリコダを踊れば最早彼等は立派なルブルブであつて、彼等のスラルが出来るのである。

このミブテックの日にはカケタンがバカントカワス即ちカワスを招いて酒を御馳走し、イリシンに入つてこの日始めて踊がおどられるのである。バビクダンより上級のものカコバの中にて踊り、下級のもの

はカコバの外にて踊るのである。但しこの日は魚肉及び鶏肉はバイシンであつて食べない。

下勝海社では四年目毎であるが、その前にカケタン、コモト等が集つてマソポット(役員會議)を開き、この年ミウ・ダンするものを定めるのである。ミウ・ダンする者、即ちバビウ・ダンされる者はイシリンの三日目にカコバの前庭に集るのである。そしてマリコダが踊られる時には先きのルブルブのものが各々一人宛新しくミウ・ダンするものと組になつて踊るのであるが、これから踊らうとする際に新しい者達は捕へられぬやうに逃げ散るのである。それを先きのルブルブの者達は跡を追つて一人宛アラン(引張る)して、再びカコバにつれ歸り、其處で一緒にマリコダが踊られ、新しき者達はバビウ・ダンされるのである。即ち仲間に入れられるのである。後に取り残されたものは自分で戻つて来るか、若しくは翌日になつて探し出されて一緒に踊らされるのである。

踊をおどらうといふ時に逃げ出すのがミウ・ダンすることを嫌つてであるか、若しくは故あつてであるか不明であるが、少くもそれが自分から入るといふよりも、バビウ・ダン、即ち取入れられるといふ形式を踏んでゐることが非常に面白く思はれるのである。

馬蘭社ではカブットに入る時には別に何事も無い。それは寧ろバロガイになるときであつて、バカロガイを終れば、自然彼等はカバとなり、カブットを編成することとなるのである。バカロガイになるものはバコモル(他社のイリシン)の時であつて矢張り粟の收穫及び一期米(この地方は米の二期作をする)の收穫後で



あつて恰度八月頃のことであるが、バコモルの最初の二日をバノムノムといつて穀類の收穫を祝つて酒盛りが開かれ、酒をのむ日なのである。それで恰度バカロガイになる年頃のものはこの日蕃社を逃げだして山に隠れるのである。其處で彼等は竹にて箸と枕とを作つて用意する。それは見付け出されてスヴィー(集會所)につれて行かれた時に、上級のものの用に供する爲めのものである。次の三日間をミクシアイといつて社中のものが魚をとり海に行くのであるが、海から歸つて各自の家で餅をつき、それを固くしてスヴィー(集會所)に持つてゆく。この時現にバカロガイであるもの達は先きに逃げて山に隠れた者達を探しに行き、見付け次第連れ歸つて、君達は今度からバカロガイになり、自分達はカバになるのであると申渡し、先きの餅を別け與へ、自分達も食べる。それからマリコダが踊られる。それはカバ以下バカロガイだけであつて、それより上のは、彼等のマリコダを見乍ら酒盛りをつづけるのである。

第六日はミリリモといつて卑南街(今の台東街)に出かけて行つて朝から夜まで一日中踊る。其處で祝儀を貰つて来たものを翌日競技會をして皆に分けるのである。其の競争に加はるものはカバ以下バカロガイであつて、上級のものは入らないのが普通であるが、禁止してある譯ではなく加はりたいものは加つても差支はないのである。

第八日は蕃社のミリリモであつて、この日は蕃社内のマアガン(他社のチカワサイのことであつてメディシ

ンマンである)の家を一軒々々廻つて踊るのである。其處でも祝儀を貰ふのであるが、それは酒とバリモ(豚の肉)とである。この時スヴィーにはイシユビアイ達が待つてゐる、イサボガイの者達は各戸から魚を出させて、それをスヴィーに集めて来る。そして其の魚を食ひつくすまで、踊られるのである。

そして九日目から畑に出るのであるが、これでバコモルは終り、新しいバカロガイが出来るのである。新しくバカロガイとなつたものはスヴィーに入り、上級のものと寢食を共にし、彼等の命令に絶対に服従し、如何なる苦しいことにもたえ、上級のものからのあらゆる訓練に鍛はれなければならないのである。かうして五年間の修業を積んで、初めてカバとなり、新しく自分達のスラルを作ることを許されるのである。而して彼等のスラルの名稱は彼等自身が選定して名付ける。

下勝灣社、石坑社等の例によると、前年のイシリンの時に階級團體は作られたのであるが、その名稱は後から附せられるものやうである。然しそれは私の調査の不行届きで、現在ではミウイダン、ミスラルを彼等のイリシンの時にやらすに、吾々の正月に行ふのかとも思はれるが、どうも兩社とも彼等のいふ意味がはつきりのみこみにくく、私は判断に苦しんでゐる。然し恐らく先きの意味であらうと思はれる。そして名稱はその後或る機會に與へらるるものやうである。

前數例によつて見るにイニシエーション・セレモニーが行はれるのは本當にスラルに入り、カバになる場合にされるものと、さうではなく、未だスラルに入らず、バカロガイになる場合になされるものとの二



つがある。それはスラルの下にバカロガイのない場合とある場合との相違である。

この他には注意すべきやうな業も、セレモニーも行はれてゐない。海岸地方は如何なる理由か、殊に簡略にされてゐるが、イシリンの日に始めてマリコダが踊られるといふことはすべて共通の事實のやうである。

これにて略々アミ族のイニシエーション・セレモニーなるものの性質は了解することが出来ると思ふのであるが、これを要するに、私はアミ族のイニシエーション・セレモニーに就いて二つの見通すべからざるものがあると考へてゐるのである。

その一つは個人といふものを單位としてイニシエートされることは決してなく、必ずそれは團體を單位としてイニシエートされるといふことである。即ち彼等はミスラル、ミカブツト、ミウイダンするのであるが、それは何處までもミスラルアイであり、ミサカブタイであり、ミサウイダンガイなのである。個人ではなくて、必ず共同連帯の一員なのである。同じスラルの者同志はイドウン仲間であつて、相互扶助の義務を有するのである。

次にそれは年齢といふことがイニシエーションの時期を決定し、イニシエートされるためには奉公の勞役といふことが必要とされ、あらゆる困難に堪えることが求められるだけで、他の何も求められなといふことである。仕拂ひといふやうなこともなければ、身體のある部分に傷害を與へるといふやう

なこともないといふことである。即ちその基本的なるものは團體的訓練と奉公の勤勞といふことの二つにすぎないのである。

#### 四

上述するやうにアミ族の男子は或る期間の年齢に達するとイニシエーション・セレモニーを経て、必ず階級に取入れられるのである。そしてそれ等の階級は或る期間を隔てて編成された年齢による階級團體の先後の順序に従ひ、列次が定められるのである。それでその階級に取入れられた男子は自分の所屬するところの階級團體の一員として、階級の列次に従つてその階級に附帶せる職分を有することとなり、その職分を云ひ現はす名稱が彼等の地位を表示するのである。而して階級の列次の或る段階に區切りを附け、上下の二つに分けて、それは勿論前例に示すやうに例外はあるが、大体に於て各社とも上をマトアサイ、下をカツバハとするのである。然しそれ等の名稱は階級團體に附せられる名稱でもなく、それはその階級團體を組織するものの階級の列次による個人の品性を現はす名稱なのである。

然し前例の示すやうに薄々社にカツバハの名稱はなく、太巴聖社、馬太鞍社にてはマトアサイとカツバハとの間にバピクランを挟み、石坑社にてはバカロガイノマトアサイを置き、馬蘭社にてはマリテガイな



る名稱はあるが、その下にミヒニガイ、ミルモロマイ、イバラウチライ、イバラダイ、イツァボガイ等の名稱があつて、それを品性の上から總稱する名稱を有たず、他社に於けるマトアサイ若しくはそれに相當する名稱を缺いてゐるのである。

右に就き、薄々社の場合はカツバハであることに變りはない。太巴聖社、馬太鞍社の場合に於けるバビクランは先きに記せるやうに、それは階級の列次によつて其の階級に附帶せる職分を云ひ現はしてゐるものであることは明かであつて、それは他社の場合と同じく取扱はれるべきものであつて、それは階級の列次によつて區別せられて、個人の品性を指し示すところのマトアサイ及びカツバハの名稱とは類を異にするべきである。次に石坑社に於けるバカロガイノマトアサイであるが、これは他に例を見ない特殊のものである。同社に於けるバカロガイノカツバハが未だワツであつてカツバハでないと同様にバカロガイノマトアサイはマトアサイでないことは明かである。然しその下のカツバハの中の第四級がマモノカツバハであることから見ると、それをカツバハであることも出来ないものである。然し恐らくそれは他社に於けるトロツノマトアサイと稱せられるものと同様のものではないかと考へられるが不明である。最後に馬蘭社の場合であるが、それは餘りに明かに階級の列次によつて階級に附帶せる職分を示す名稱であることは明かである。それは決して品性を表はす名稱ではない。イシユビアイとマリテガイは一は職分を表はし、他は品性を表はすやうに、前者と類を同じくするそれ等の名稱は明かに品性を表はす名稱でない事を語つてゐる。

而して彼等がマリテガイでないといふれば、カバであるかといふに、ミヒニガイの次下のカブツトがマモノカバであることから見て、それはカバでないことも確かである。即ちそれは他社に於けるマトアサイか、若しくは矢張りマリテガイの中に含まれるか、その何れかでなければならぬと私には思はれるのである。何れより上をマトアサイ、何れより下をカツバハとするか、それを何列目よりするかといふ事は各社によつて、各々異なるが、年齢の側からそれを見ると略々四十歳前後を以てカツバハとマトアサイとに別たれてゐることが知られる。そしてこれ等の名稱は個人の品性を現はすものであるといふ事は私が今記した通りであるが、私はこれ等の名稱は或る列次と列次との間を境とし、それより下の階級はカツバハによつて組織され、それより上の階級はマトアサイによつて組織されるといふ、即ち組織するものの質を示すものであつて、組織されたものの形を示すものではないと私は見るのである。それでスラル及びカブツトの名稱は集團を區別する符號であり、階級の列次によつて附帶せられる名稱は役割であり、カツバハ及びマトアサイは成員の個人の品性を現はす名稱であると考えるのである。

カツバハ及びマトアサイの名稱は所屬階級團體の階級の列次の高下によつて無論支配せられるのではあるけれども、階級團體としてではなしに、階級團體を組織する一個の成員としてカツバハたり、マトアサイたる資格を與へられ、その品性を表示してゐるのであると私はいふのである。尙、言葉を換へていへば未成年の男子ワツが丁年に達することによつて階級に取入れられ、階級團體の成員たることによつて初め



て丁年に達せるものなることを認められ、カツバハたる品性が備はるのである。そして更に階級の列次が上進することによつて、或る階段を昇ると、マトアサイたる品性が備はることになるのである。それ故如何に年齢の上にて丁年に達し、又高齢に達するとも、彼等が階級にとり入れられ、階級團體の成員でない限りはその資格は認められず、その品性は備はらないのである。それにもかかはらず、それ等の品性は階級そのものに附帯してゐるのではないといふのである。

私はこれで三種類の名稱の區別を明かにし、その持つ内容を明かにしたと考へる。

次に彼等の階級の列次による階級に附帯せる職分であるが、それは一般に下級のものに重く、上級のものになるに従つて軽くなるのである。そしてそれは勞力による勤務である。

先づそれらの重なるものを擧ぐると、蕃社内の道路の修復、草取り、橋梁の修理、集會所の修繕等、いやしくもそれが蕃社共同の生活に必要な勞役に對しては先づ最下級の階級團體のものがその勞役に従事しなければならぬのである。そして尙勞働力の不足する場合に次の階級の階級團體のものが出でて、これを助け、若しくは指揮監督するのである。又今日ではそれらの蕃社の共同の勞務に服するばかりでなく、彼等は義務苦力と稱して賦役の爲めに徴發に應じなければならぬ義務を蕃社そのものが負擔せしめられてゐるのである。それは有料であると、無料であるとを問はず、何人の苦力を必要とすると命令せられる場合には蕃社はその苦力を出さなければならぬのである。それは蕃社にとつては可成りの大きい負擔で

なければならぬのである。そしてこれ等の徴發に對して差し出さるるものは矢張り下級のものなのである。それは否應なしに彼等の蕃社の共同負擔として、その負擔を償却しなければならぬのである。

そればかりでなく、又鹿狩りであるとか河狩りであるとか蕃社の年中行事に際しても、最も多く働かせられ、最も少なく報ひられるのは階級の列次の高下に比例するのである。

唯その中に階級の列次のすすむに従つて勞役は減せられ、報ひられるところも多くなり、マトアサイの品性を得るに至つて殆ど全く勞役よりまぬかれ、報ひらるるものは益々多くなるのである。唯マトアサイとても日中は交代にその集會所に詰めて、蕃社の警戒、訪問者の應待等をなす義務からはのがれることは出来ないのである。

以上は一般的の事柄であつて、尙職分による階級の役割に就いて更に述べなければならぬのであるが、奇密社のルブルブ、チヨオベハイ、トクルル、アダツガイ、バヒクダン、下勝灣社のバカロガイ等に就ては既に述べた通りであるから、今はそれを除くことにする。

石坑社にては未だスラルに入らざるものバカロガイのある事は記せるところであるが、かかる場合のバカロガイは多く使ひ歩き、用達しを仕事とするものである。それは石坑社ばかりでなく他社の場合にも同様であつて、私が今年二月この地方に調査旅行に出かけた時に、途中にて豪雨に會ひ、夜に入つて眞暗くなつた時に加路蘭社から豪東への道を轡を擔つてくれたのがカツバハであつたが、松火を有つて先



達をしてくれたのはバカロガイの少年であつた。多くの勞力を要する勞役に服せずその場合にはその手傳ひ、手助けするものがバカロガイの役目である。

石坑社にては尙トロッノカツバも亦バカロガイと同じ勤めをするだけだといはれてゐる。そして第二、三級のものが蕃社の勞役に服するのである。その事は下勝灣社にても同様である。又ママノカツバは下級の者を命令監督する役目を有つのである。

又トロッノマトアサイのあるところでは、彼等はマトアサイだけの會合の時に、普通のバカロガイやトロッノすることと同じことをしなければならぬのである。

私が納々社の集會所を尋ねた時に、集會所の前に茅の葉のカラツ（籠のやうなもの）が日蔭の木の下に置かれてあるのを見付けて、これは何かと尋ねた時に、それはトロッノマトアサイが上のマトアサイ達の爲めにトコ（田畑）をとつて入れて置くのだといつたが、彼等はかうして日中マトアサイ達が集會所に詰めてゐる時に、その當番を務めるものである。例の石坑社のバカロガイノマトアサイも亦同様である。

最後に私は馬蘭社の場合を記さうと思ふ。ミヒニガイとは普通の時には他の社から訪ねて來る客のある時に客に御馳走する役目で、酒、豚肉、飯等を探し廻つて集めてくるのが彼等の仕事である。而してその他の役目は普通の日にはなく、唯それはバコモルの最初の二日即ちバノムノムの際に於ける酒宴の席に於ける役割りである。そしてミヒニガイはバナーン（集會所の取崩きの部屋）の入口の前に並び、ミルモロマ

イはバナーンの入口の中に坐はり、バナーンの奥がイルマ（部屋の名）であつて、バナーンとイルマとの横が宴會の席場になり、イツ、ボガイはイルマを背にして坐はり、その眞向側にイバダライが坐り、その左バナーンの方に對つてイバラウ・ライが坐はるのである。この時イバラウ・ライは酒の酌をする役を務めミルモロマイはイツ、ボガイと呼ばれてその席にゆきイツ、ボガイの代りに酒をのむのであるといはれるが、何故にこのバノムノムの際にかかることが行はれるのか、彼等の説明では私には解しがたいので、この役目に就いては充分の説明をするまでに至つてゐないのを残念に思ふのであるが、それが階級順による儀式の際に於ける格式を異にする役割を示すものであることだけは明かである。

次にカツバ及びマトアサイの品性に就いてであるが、アミ族の男子はカツバなることに依つて初めて、一本立の男子として認められるのであつて、それまではワツ、子供であつて、親がかりの者として未だ一人前の資格を認められず、蕃社の共同生活に對して未だそれに参加し、その負擔に應ずるだけの資格を認められないのである。それがスラル若しくはカブツトに入ることによりミスラライ若しくはミカブタイとして初めてカツバたる品性が備はり、一人前の社人として蕃社の共同生活に對して權利と義務を生ずるのである。即ち蕃社の統治及び施設に關與する事が出來、蕃社會議に列席して發言の自由を得、蕃社の役員に推舉せられる資格を與へられ、又蕃社の祭事に參與し、その年中行事に參列することを許され、更に又婚姻の自由を與へられるのである。そしてそれと同時に彼等の階級の列次により職分に對する



義務を生じ、社人としてあらゆる蕃社の共同の責任を負担し、安寧秩序に對して責務を生じ、慣習制度による規律に服し、それを維持勵行するの義務を有するに至るのである。蕃社によつては煙草及び檳榔實等の嗜好品の喫嚼が初めて許される場合さへもあるが、然しそれは現在に於ては勵行せられてゐる例が殆どなたい。又服装に於ては今日に於ては殆ど元來の服制は崩れて見るべきものはないが、以前はカツバハることに依つて初めて正装をゆるされたのである。而して彼等がカツバハよりマトアサイに進めば、更に彼等は蕃社に於ける統治及び施設に對して、常に主要なる諮問機關となり、又蕃社の最高の役員に推擧される資格を與へられ、賦役より免かれ、常に社内の尊敬を受くるに至るのである。然し先きにも記せる如く彼等は尙日中は集會所にあつて蕃社の警戒に任じ、社内の安寧秩序、慣習制度に對して監督するの責務を帯ぶるのである。そして何事にまれ、蕃社に事ある場合には彼等は直ちに集會所に集合するのである。或る蕃社(石坑社)にて答へられたやうに彼等は集會所に「坐つてゐる人」なのである。何事かない限り、彼等は唯坐つてゐるにすぎないのである。彼等は實際に於て文字通り何事もしないのである。そして煙草を煙ゆらし無駄話に一日を費して家に歸るのである。然しそれだけで平和なる彼等の社會に於ては充分なのである。

私は調査の聴取り書きを作るために、馬太鞍社の頭目に私の宿まで来てもらつたことがあつたが、その歸りに頭目がマトアサイ達が集會所に集つて自分の用事はどんなことであつたかと、案じて待つてゐるから土産に酒をくれといつたが、これなどは實によくマトアサイの勤めといふものを具體的に示してゐると思はれる。

アミ族の集會所とは *Menhouse* 若しくは *Clubhouse* のことであつて、同時に見張所、警戒所でもあるのである。その位置は蕃社への通路の入口であつて、蕃社への往復には誰しもその前を通らねばならぬ場所に建てられてあり、蕃社への重要な通路が二つ以上ある場合には、集會所の數も亦それと同數だけある譯である。馬蘭社の如きは平地の中央に居を占め、且つ大部落でもあるので七つの集會所を有つてゐる。然し多くの蕃社は主要なる道路を一方に作つてゐるので大概一つである。私の知れる限りに於ては現在二つの集會所を有つてゐるのは奇密社ばかりであつて、他は各社とも一つである。

集會所のことをタロワン(薄々社、納々社等)、スララタン(大巴里社、馬太鞍社等)、アダワン(奇密社、加納々社等)、カルマオツマン若しくはカツオボアン(下勝灣社)バラコアン(姑仔律社)、スヰイ(馬塚海社以南の海岸地方の各社及び馬蘭社)等といはれるが、スララタンがスラルの者がゐる場所といふ意味以外には、私にはその意味は不分明である。

集會所の建物は、その大小は蕃社の大小によつて異なるが、長方形の建物であつて、通路に平行して長く、その前に廣場のあるのを普通とする。薄々社のものはその前庭に面せる例がすべて開けひろけられて



るが、奇密社はそれと異なり、横に入口を有つてゐる。その他正面が壁になつてゐて、その中央に入口を有つものもあつて一様ではない。床は三方を竹若しくは茅を以て張り、入口からの通路を土間にせるものが普通であるが、入口からの通路を全部土間として兩側を床にせるものもあり、又薄々社の如くに四方を床張りにして外から直下に上り、中央から何れかに寄つて壁に近く圍爐裡を切つたところもある。圍爐裡は勿論火を焚くに用ひられるのであるが、通路の土間も必要の場合には其處で火が燃やされるのである。

そして集會所は既に記せるやうに蕃社の中心であり、蕃社生活の中軸をなすものであつて、蕃社に於けるあらゆる會合は勿論のこと、あらゆる出来事は集會所を中心にして行はれ、決せられるのである。蕃社會議の議場でもあり、役員協議所でもあり、蕃社への外からの訪問者の接待の場所でもあるのである。又彼等が鹿狩に又は河狩に出掛ける際には一先づ集會所に集合するのである。彼等が以前出軍をする場合にも、彼等が社人と袂を分つたのも其處であり、餞首して凱旋し祝捷の酒に酔つたのも其處であつたのである。

これ等は蕃社に何事がある時の集會所であるが、常の日には先きに記せるやうにマトアサイ達が順番に交代して集會所に集り、火事や盜賊や闖入者の警戒に當り、客あればそれを接待するのである。何かの用事にて蕃社を訪ねる時には集會所に行きさへすれば、すべての用事は殆ど達せられるのである。それはその

マトアサイ達がそれぞれ必要な手段を講じてくれる爲めである。そして夜はマトアサイ達と交代してカッパハ達が集るのである。未婚のカッパハ達はすべて寢泊りをし、兼ねて蕃社の警護に當るのである。彼等にとつて家は飯を食ひにゆくところにすぎなく、其處には結婚せる夫婦と娘達と赤坊とだけがあるところなのである。それ故スラルに入らぬものでも既に十歳前後になれば、彼等は集會所に来て寝ぬる地方もある。又一度結婚せるものも妻に死別するか、離縁されると彼等は再び來つて集會所に宿泊するのである。尤も妻に死別せる場合に娘があつて、それが一家を主宰する者である時は、彼等は其の家に留ることは出来るのである。

然しこれは多くの蕃社を通じての一般の場合であつて、各社によつてそのしきたりを異にする事は勿論である。薄々社にては日中交代に必ずしもマトアサイ達がそのタロアンに集らず、夜マトアサイ以下のもの達が寢泊りするが、それはスラルに入つただけであつて、ワツは母家の外にある小舎に寢泊りしてゐるのである。然し何かの必要の時にはマトアサイは集會所に集つて來ることはすべて他社と同様である。又馬蘭社にてはバカロガイになつて初めてスヴィーに入るものであつて、それ以外は男子であつても入ることではないのである。石坑社の例ではトロツノカッパ以下のもの及び獨身者だけであつて、それ以上のものは泊らない。即ちトロツノカッパの間は義務として必ず集會所に居なければならぬのである。

斯様に集會所はアミ族の男子にとつては切つても切れぬ關係にあるものであるが、女は絶対にバイシン



である。禁制である。蕃社によつては男子のゐない時に其處に入ることを咎めないところもないではないが、男子のゐる時若しくは夜分に出入することは絶対に禁止せられてゐる。

然し今日にては可成り制度が弛緩して、日中には女の近付くことのあるのを屢々見かけることがある。都歴社のやうにラガツマウの女達が蕃社の客人を接待する役目を有する處では、その必要の場合に彼女等がスヅ、ーに出入することは有り得ることであり、私が大馬廂社の集會所で晝飯をやつた時にも彼女等は飯の仕度を運んでくれた。然しそれが終れば彼女等は直ぐにその場を立ち去つてゆくのである。但し下勝灣社の時はそれはすべてカルマオツマンに集つてゐたマトアサイのみであつたし、掃叭社の時はそれはカッバハであつた。

##### 五

次いで私はアミ族の統治組織に入るのであるが、現在の頭目制といふものは本來の彼等の制度ではないのである。それは清國時代、然かも光緒に入つてから後、その理蕃按撫の便宜の上から置かれたものであつて、我が領事後それを踏襲して今日の頭目制といふものが確立したのである。然し蕃社の内部に於ては未だ在來の彼等の制度は残つてゐて一の自治體が組織せられてゐるのである。

私は又各社に於ける數個の例を擧げながらそれを説かうと思ふ。

薄々社に於てはバブルアイなるものがあつて、その自治體の首腦部をなしてゐる。バブルアイの選出は蕃社のマトアサイの中にてバブルアイたる資格を備ふると認められたものを協議の上にて定め、サカカイノバブルアイ即ち首席のバブルアイが改めて彼の許を訪ね、その就任を懇願するのである。バブルアイたる資格とは兼々人望を擔ひ、話の上手な者(頭のよい者といふ事に相當する)で、心の正しいといふ事が條件とせられるのである。かかる條件を備へ、社事を托するに足ると思はるる者のある時は、バブルアイの數に定員といふことなく、幾人にも選出せられたのである。そしてそのバブルアイ達の中から更にサカカイノバブルアイが選ばれたのであるが、その選出は蕃社會議(マサオボコビナウラン)によつてされるのである。現在の頭目はいはばこのサカカイノバブルアイに相當するものであり、現に頭目たるものも殆ど大部分は各社のサカカイノバブルアイ(又はサカカイノコモト、サカカイノカケタン)である。現在にては地方の官吏がその選出を監督誘導するといふ事實はあるが、頭目の選出は各蕃社の公選によることになつてゐるのであるから、勢ひさうするのが當然ではあるのである。

尙バブルアイの下にララウツマンなるものがあつて、雜務をとり、下働きをなし、兼ねてバブルアイの見習をするのである。そして彼等はやがてバブルアイに選出せられる資格を作るのである。ララウツマンはマトアサイでなくとも、スラルに入れる者ならば選ばれることが出来るのである。



この外に各スラルにバブルアイヌスラルのあることは既に記した通りである。

バブルアイ及びラウツァンの者は日々朝夕二回タロアンに集つて日々の社事を協議し、仕事の割當てを定め、必要な場合にはラウツァンをしてバブルアイヌスラルにそれを傳ふるのである。それを更にバブルアイヌスラルは自分のスラルの者に傳へ、彼等の與へられたる任務に就くこととなるのである。

蕃社内事項は特に重大なるものを除いてはすべてバブルアイ達の協議によつて決定せられるのである。その以前他蕃社との敵對關係のあつた頃には對外事項はすべて蕃社會議の決議に待つたのである。そして何事によらず社内の事はすべて世話をするので、社人間の仲裁調停、又は調我慰撫等は彼等の任務なのである。

但し現在では頭目制が出来たので、薄々三社にはバブルアイの選出といふことはなくなり、今は僅にその以前に選出せられた儘のバブルアイが薄々社に二人、里漏社に一人、豊蘭社に三人あるのみである。

大巴壘社にはコモトなるものがあつて、その数は五六人であつて別に定員といふものはない。それ等はすべて蕃社會議(ヘルマウツ)の協議によつて選出せられるのである。同社にはコモトたるものの被選資格はカツバにてもあると答へられたけれども、それは多少怪しいのである。勿論現在の副頭目ガロウは三十四歳であつて、スラルはマオアイに属するものであるから、いふまでもなくカツバである。そして彼はコモトに選ばれ、副頭目になつてゐるのである。然しこれは彼の特殊の關係によるものであつて、原

則とすることは難いと思はれる點があるのである。然し現行の頭目選出の方法によつては免かれ難いことであるのであらう。

尙この外には唯各スラルにバブルアイが二人宛あるのみで、他の役員はゐないのであるが、ハビクランの階級があつてそれを勤めることになるのである。即ち社事はコモト及びマトアサイ達の協議に待ち、その命を受けてハビクランが下級のものを指揮命令するのである。

蕃社會議といふのは各スラルのもの全体にて、マトアサイ及びカツバの全体が集るのである。

馬太鞍社にはバブルアイがあつて、定員は二人と定つてゐる。集會所に蕃社會議を開いて協議の上定めるのである。バブルアイとは彼等の言葉に従へば、蕃社中のことは何事によらず世話する人である。

同社には他には役員はなく、二人のバブルアイが社内のマトアサイ達の意見を聞いて社事を治め、その下にハビクランカツバの階級があつて上下の連絡となり、カツバをして必要の任務に就かしめるのである。各スラルに二名宛のサコバガイがあつて、各スラルを代表し、各スラルの世話役であることは前に記せる通りで、他社とも同様である。サコバガイの選任は新しくスラルの編成せられる時に、それらの者達の中で能く働き、心の正しい、話の上手な者を選ね、上級のもの達が日頃の働きを見て物色し、選任するのである。

下勝海社にはカクタンがあつて定員は一人とは定つてはゐないが、現在は一人である。その下に數人



のコモトがある。カケタンはマトアサイから、コモトはトルルル以上から選ばれる。選出の方法は他社と同様である。社事はカケタンに委任せられてるのであるが、獨断にて行ふことはなく、マトアサイ達の意見をきいて定めるのである。又カケタンが直接に命令するといふことなく、必要の事項はすべてコモトをして傳達せしめるのである。尙各スラルに一人宛のカクレンノスラルのあることは既に記した通りであつて、その選出はスラル中から働きのある、心の正しい、話の上手な者が自然に推され、カケタンの承認を得て指命されるのである。

これ等の事は他社に於ても略々同様であるから、煩を除く爲めに省くこととするが、尙その名稱と選出せられる品性との資格を列記すると、

姑仔律社、カケタン、二人。ライサン、數人。共にマトアサイから選ばれる。

馬塚海社、カケタン、二人。ライサン、十人。共にマトアサイから。

石坑社、コモト、二三人。ミサカバハイノニヤロ、三人。共にマトアサイから。その下にミライサン

約十人。カツバから。

僅那鹿角社、カケタン、二三人。タルコス、八人。ライサン、五人。共にマトアサイから。

郡威社、カケタン、二三人。タルコス數人。カケタンはマトアサイから。

等にて以下郡威、大馬武窟、郡壁等皆大同小異である。

馬蘭社にてはカケタン、四人。タルコス、一人である。同社にては蕃社會議の協議によつてカケタンが選出せられるといふやうなことはなく、自力にてカケタンたんとするものがから得るのであるといはれる。若しも社内にそれ以上の實力を有するものない場合には、自然とその下に服従するに至るのであるとは同社のものいふところである。社事は四人のカケタンの協議になり、彼等の命令はタルコスをして社中に傳へしめるのである。タルコスは布れ廻る役であつて、聲の大きい能くとほるものがカケタンから任命せられるのである。

上に述ぶるところに依つて略々蕃社の統治組織に就ては了解することが出来ると思ふのであるが、前節に於て述べる所と合せ考へて、マトアサイの位置といふものが如何に高いか知られると思ふ。自治體の首腦部であるパブルアイ、コモト、カケタン等の選出は(太巴嚨社に例外はあるが)すべてマトアサイから出されるばかりでなく、その下位の役員も多くはマトアサイから選ばれてゐる事實を吾々は知るのである。そのみならず、マトアサイの意見といふものは常に尊重せられ、その諮問機關となつてゐるのである。

薄々社に於けるララウツァンの如き、下勢湖社に於けるコモト、石坑社に於けるミライサン、郡威社に於けるタルコスの如く、カツバハより選出せられたるものがないではないが、それらは寧ろ傳令であり、連絡をとるものであり、下働きであるにすぎない。そしてそれらは奇密社、太巴嚨社、馬太鞍社等に於け



るバビクラン階級の役目を帯ぶるものである。

私はこれ等の事實から考へて、アミ族の統治組織を老人の支配、即ちゲロントクラシー Gerontocracy であるとするのである。アミ族の間には老人による女子の獨占といふやうな事實は認められる事は出来ないものであるが、少くも食物の獨占に近い事實は認められるのである。それは鹿狩、若しくは河狩の際に於て、その獲物の殆ど全部は老人達に捧げられるのである。

リヴァース (W. H. R. Rivers) がメラネシアのゲロントクラシーを論じて、老人へのイニエーションの事實が其處では認められないが、成年へのイニエーションの分布といふことが、メラネシアに於て、老人へのイニエーションであつたであらうといふことを指摘してゐるが、私は石坑社に於けるバカロガイノマトアサイの存在はアミ族に於けるマトアサイへのイニエーションではないかと考へる。又トロツノマトアサイも亦同様にそれではないかと考へられる。(W. H. R. Rivers, The History of Melanesian Society, Vol. II, p. 63.)

然し私は最後に奇密社に就いて述べなければならぬ。

奇密社にはサバルガウノカケタン(普通には單にカケタンと呼ばれてゐる)といふものが二人と、バブルアイノカケタン(普通には單にバブルアイと呼ばれてゐる)といふものが二人あるのである。サバルガウノカケタンはシリシナイノカケタン、バイシンノカケタンであつて、蕃社のバイシンに關し、祭事を司るものなのである。そしてバブルアイノカケタンは直接統治に當り、社事に携はるものなのである。

奇密社にては彼等の祖先と稱せられるタバンマストラとトマイマストラの直系を繼ぐものであると謂はれる二軒の家がある。そしてサバルガウノカケタンは代々それらの家の各から一人宛出て世襲するのである。佐山磯吉氏の調査報告書によると、その家は男系を以て傳ふと報告せられてゐるが、それは矢張り女系なのである。然しサバルガウノカケタンの職を繼ぐ者は男子なのである。然しそれには現に例外があるので佐山氏は斯く報告せられたのではないかと考へる。それは現在の頭目ターエ(彼は佐山氏の調査せられた當時も、又現在も引續き頭目である。彼はもとサバルガウノカケタンであつたが、途中で罷めてその職を弟のモツォに譲つたのである。そして領臺後改めて頭目に選ばれたのである。現在のサバルガウノカケタンの一人は矢張りモツォなのである)が偶然他家に嫁入りせず、自分の家に妻を迎へてゐるので、斯かる錯誤が起つたので、それは寧ろ變則なのである。それは後に述べる他社のシリシナイノカケタンの世襲に就いて考ふれば一層明かになる事である。而も現に彼の弟モツォは他家に嫁入りしてサバルガウノカケタンを世襲してゐるのである。そしてそれが寧ろ正式のサバルガウノカケタンの世襲方法なのである。その世襲の方法は女系制である場合に必然に踏襲しなければならない方法であつて、その家柄の家に生れた男とても、それは原則として他家に嫁入らなければ妻を有つことは出来ないものであるから、彼の男は他家に入ることになるのである。それ故その家柄の家には他家から男が入つてその間に生れた女子がその家を繼ぐのである。そしてその職はその家から他家へ嫁入した男が繼ぐのである。然しその男が死んだ後は



その息子がその後を受けるのではなく、それは一代限りでとどまり、その次は又更にその家に生れた男が他家に嫁入りしながら又一代だけその職を襲ぐのである。かうして断えずその家の女系統を中心としてその家に生れた男が他家に嫁入りしながら一代限り代々繼承して行くのである。

次にバブルアイノカケタンであるが、それは他家に於けるバブルアイ、コモト、カケタンと同じ性質のものであるが、奇密社に於ては他社と異なり、一般から選出せられるといふやうなことはなく、上記の二軒の家の一族の中から各々一人宛が、サバルガウノカケタンの委任を受けて命ぜられるのである。そしてサバルガウノカケタンは祭事のみに關係し、一般の社事は擧げてサバルアイノカケタンに任せられてゐるのである。

この奇密社の形式は現在の制度よりも更に古い制度を現はすものである。そしてそれは嘗てアミ族に祭政時代があり、ミサルガウノカケタンは蕃社の元首であつたことを偲ばせるものである。現に奇密社に於ては土地はカケタンの家のものといふ觀念すらも残つてゐる、カケタンの家に年貢が納められた事實も存するのである。

カケタンの家といふのは彼等にはせると蕃社のバイシンのある家であつて、その家の入口、柱、棟木等には種々の彫刻がせられてある。それは主に男女の裸體の像と太陽とその他動物であるが、それは彼等の神マラタウの家族であつて、動物はそのマラタウの家に飼はれてゐるものだといはれる。又その外に衣

服の模様やマラタウの家の柱であるといふものが描かれ又は刻まれてゐる。(佐山氏蕃族調査報告書、太巴圖社一五五頁、馬太鞍社二(二頁神聖堂照)但し奇密社にはこの彫刻は残つてゐない。そしてなほその家の前には必ずヤタタバタン(首欄)があつたのである。

又このサバルガウノカケタンが如何に神聖視されたかといふに、若しも蕃社のミサリシン(祭)の時に、彼が加はる場合に雨の俄に降るやうなこともあれば、社人は直ちに小舎を作つてその中に入れ、決して穢すやうなことはしなかつたのである。又ミヤドツブにて山に行く時も自ら走らせ、山に登らしめるやうなことはさせず、社人は神の直齋としてこれを尊敬し、警護を怠らなかつたのである。かくしてサバルガウノカケタンは社事をバブルアイノカケタンに任せて、祭事の時のみ社人と相接して特殊の地位を占めてゐたのである。

バブルアイノカケタンは一般の協議によらず、サバルガウノカケタンの任命するところであるが、その職務に就いては蕃社のバブルアイ、コモト、カケタン等と變りはない。矢張りマトアサイの意見が聽かれもするし、又蕃社會議も行はれるのである。

然し現在に於ては迷信打破といふ理蕃方針の上からバイシンを廢すといふことが行はれ、サバルガウノカケタンの本来の職分は無くなつてしまつてゐるのである。そして彼等ももとゝるたバイシンのあつた家を去つて新しく家を建てて其處に移つてゐる。そして又現在では頭目がターアエである外、副頭目にはそれら



の家と關係のないカツ・ウ・ボフ・エが選ばれ、サバルガオノカケタン、モツイは副頭目代理に、パブルアイノカケタン、マヤウは頭目代理となつてゐる。

サバルガウノカケタンのことを他の蕃社にてはシリシナイ(若しくはチリシナイ)のカケタン、又はマトカガイと稱せられて、新しい蕃社か又は小さい蕃社でない限りは、必ずどの蕃社にもあるのである。そしてそれはすべて世襲であつて、その世襲の方法は上に記したやうに、女系統を中心としてその家に生れた男が他家に婿入りしながら、その男の一代限り繼承し、代々に傳はるのである。そしてミサリシの時に、その家に来て祭を行ふのである。但し太巴理社にては現在のシリシナイはその家に婿入りした男が承継してゐるやうな例外もないのである。

然し如何なる理由によるか、奇密社以外の蕃社にてはパブルアイ、コモト、カケタンの選舉に少くも近き過去に於てはシリシナイが干渉するといふやうなことはなくなり、一般の協議に待つことになつたのである。然し恐らくは以前は奇密社の如くにその委任を受けて社事を見たものではなからうかと思はれる。

兎に角私はこれ等の事眞の存するのを見て、彼等の間に祭政時代(Theocracy)のあつたことを信じ、古き過去に於いて元首の存在してゐたことを想像するものである。

然し私はサバルガウノカケタン、ミシリナイノカケタン、マトカガイの起原に就いてはよく解らない。アミ族の間に征服、被征服の事實、及びそれを裏付ける階級上の差別あることも今日では見ることは出来

ないし又秘密結社(Secret Society)が存在してゐたと解すべき事實も未だ掴むことは出来ない。尤も蕃社にはシカワアサイ(又はチカワサイ)若しくはマアガンと稱せられるマジシアンがあることは事實であるが今日ではそれが結社をなしてゐる事實は認めることは出来ないものである。然し若し秘密結社があつたとすれば、それではないかと思はれる。然しシリシナイとシカワサイの關係が明かでない限り、私には今の所何事をも論斷することは出来ないのである。然し恐らくその何物があつたであらうことは想像されるのであるが、すべては今後の研究に待つはかばかないのである。



蕃人統治の問題



蕃人の問題が今日全く閉却されてゐると迄は思はないが、然し今日の理蕃の實際が眞に蕃人を誘導開發するに足るかを疑ふと共に、又蕃人の存在が甚だしく輕視されてゐるのを私は見るのである。

臺灣全島の總人口から見れば所謂蕃人の人口数は僅かに十四萬に滿たぬ程の微々たるものであることは事實である。又彼等の多くが山間の僻地に社をなし、直接生産關係に縁遠いものであることも事實である。更に又彼等が一切の文化の程度に於て劣れることも事實である。そして間々蕃情不穩といふやうなことで世人を驚かすこと以外には、産業的にも思想的にも社會的な問題を今の處惹き起しさうにも思はれないのも亦事實である。

尙又現時に於ては積極的に討伐を敢行する程の必要もなく、唯アリマン・シケン、ラホアレ等の徒黨を除く他は殆んど全部歸順し、平穩無事といふ状態である。

其處で、たかが蕃人だ、この儘に放つて置いて大したことはないと思へられるのも一應は尤もかも知れない。平穩無事ですへあれば別に蕃人に對して期待をかけるものにとつては、それは無理からぬ



事である。そして尙この考へ方は蕃地は大事だが、蕃人はどうでもよい、寧ろ邪魔だ位に思ふに至るのである。

私は世人の皆が皆まで斯様な考へ方をしてゐると思はない。然し斯様な考へ方を裏書きする言葉を私は現に屢々耳にするのである。そして尙又理智の現状は、これ等考へ方が行はれてゐるといふか若しくはこれ等の考へ方を裏付けてゐるといふか、一方に於ては誘導開發の害が揚らず、他方に於ては彼等の存在が甚だしく輕視せられてゐるやに私には見受けられてゐるのである。

私は先づたかが蕃人だ、放つて置いても大したことはないといふ考へ方を打破したいと思ふ。この考へ方の中には著しく輕侮の念と功利的な觀念とがふくまれてゐる。

何を以て蕃人を輕侮するか、先づそれを考へてみたい。然しいくら考へても文化の程度が低いといふ以外に彼等を輕侮すべき何物もない事は、斯様な考へ方の持主自身すらが肯定する處であると信ずる。然し人間の價値は決して文化的價値に依つて定まるものではない。文化的價値も一つの價値ではある。然しそれは價値の全体ではない。果して人間は文化價値のみ依據して吾々の生活を営むことが出来るか。殊に集團の社會生活を営むことが出来るか。寧ろ文化的價値に依據することの害毒が今日の社會生活の不安を持ち來したのではないか。

蕃人には文化的價値は求むべくもない。然し彼等には集團の生活に訓練せられたる社會性がある。徳操

がある。彼等には吾々が頭を下げ愧ぢなければならぬ純粹無垢なる徳性がある。「蕃人は可愛い、あんな純良質朴なる人間を見たことがない。」「あんなに辛棒強い勤勉なる人間を知らない」とは前記の如き考への持主でありながらも、蕃人に接した程の人は恐らくすべてがすべてまで口にする言葉である。實際蕃人位嘘をいふことに臆病なる人間はゐない。彼等とても隠し事を爲し嘘を吐かないではないが、彼等は必ず何時かは自らその虚偽のつぐなひを求め、必ずその清算をせずにはゐないのである。

彼等とても人間である。それ故すべての徳性を彼等に求めようとすることは不可能であるのはいふまでもないことである。然しその信仰に忠實であり、行爲に虚偽を許さず、共同の生活に對して責任を重んじ果敢にして回避的ならざる、これ決して吾々の遠く及ぶところではないのである。彼等にこそ吾々は學ぶべき多くのものを見出すのである。

然も彼等は種族的體質的に劣等なるものでもなければ、又萎靡沈滞した所謂退化種族ではなくして教化誘導してその道を得るならば、前途に多くの期待をかけ得る優秀なる體質の持主である。現在に於ては彼等は餘りに知的の教養と訓練とからはなれてゐるが故に、頭腦の發達に缺陷がないとは云へない。然しそれは訓練によつて充分に回復し得るものである。現にそれ等の例證は枚擧にいとまない程に私の擧げ得るところである。

功利的の觀念に至つては正に唾棄すべきであるが、社會の實際は功利を抜きにしては何事も爲すを得ず



政治の目的も功利を除外する能はずとすれば、私はこの點についても一言せずにはゐられない。

私はこれに就いては唯次の事をいふだけでよい。東部臺灣の開発であるとか、蕃地の開發であるとかいふ事は常に臺灣に於ては問題とされてゐる。そしてそれはやらねばならぬことである。それには種々の條件が備らなければならぬことは勿論であるが、その場合に誰の協力に俟たねはならぬか、何處に労働の給付を求むべきか。私は蕃人を除いては他に全くないと信ずるものである。現に東部臺灣に於ては製糖事業に、土木工事に彼等の協力による處多ではないか。

私は臺灣といふ實情に照し合せて、東部臺灣にしる、蕃地にしるその開發のために眞の協力者を求めんとするならば、蕃人を措いては他にないと信ずるものである。それが爲に蕃人十四萬の数は僅かではあるが、それを生かさして使ふならば、決して十四萬の労働力は尠しとしないのである。尙私の附言したいことは東部臺灣及び蕃地はこれをすべて蕃人の手に委すべきであると主張するのである。それは彼等の將來の發展の爲にこれ等の地方は彼等の爲に保有せらるべきものであると私はいひたいのである。

私は蕃人なるものが輕侮せらるべき理由もなく、又功利的な立場に立つとしても決して無用なものでないことを強く主張したのである。斯くて私はこの儘に放置して置くことを大したことであるとするものなのである。

勿論今日まで蕃社は放置されてはゐなかつた。理蕃の種々なる施設の行はれたことはいふまでもない。

そしてその標語が誘導開發といふ處に置かれたことも明かである。然し私の云はんとする處はその誘導開發に満足が出来ないといふことなのである。換言すれば、誘導開發に根據がなく、又目標がないといふ事であり、同時にそれが輕視され、本氣でなかつたといふのである。

根據がないとは彼等の生活に對する理解がないといふことである。殊に彼等の集團生活そのものを理解してゐないことである。信仰なり、慣習なり、制度なりが持つ社會的意義を無視してゐるのである。従つてその目標の失はれるのは當然である。誘導は寧ろ破壊である。産業の開發、それは望まじきことである。然し彼等の生活に基礎を置かない産業の獎勵は彼等の集團生活の破綻である。彼等の集團は未だ分化分裂の行はれない自主の共同生活體である。誘導開發の目標は何處までもこの自治體の完全なる發達であり、福利の目標を個人に置かす何處までも集團の生活そのものに置かすめなければならぬのであつたのである。何故ならば彼等には集團があるが故に生活があるのである。それにもかゝらず彼等を個人の自由競争の舞臺に追ひやるが如きは全く彼等を殺すことである。

彼等は文明人がとうに置き忘れてしまつて今更に戀しがつてゐる集團の生活を未だに有つてゐるのである。何が故に彼等を追ひやつて吾々の苦しみをも更になめさせようとするのか。

輕視されてゐるとは、蕃地に對する總ての施設が二の次にされてゐるといふことである。當面の問題として考へられてゐないといふことである。蕃地のことを口にするのは好事者の閑事業とされてゐること



ある。理蕃に必須なる調査は何事も殆どなされてゐないといふことである。これ本氣でないといふ所以である。

第一線に立つ蕃地の警察官吏の常に苦痛を感じる處のものは上司の方針の不確定であり、朝令暮改であるとせられる。然もその蕃務機關の統一の失はれてゐることは、更に實務に當る者をして呆然たらしめてゐるのが現在の理蕃の有様である。

忠實にして熱心なる蕃務官を私は蕃地に於て目撃し、涙の下ることさへあるのである。然し彼等は何を爲すべきかを知らないのである。又知つてもこれを行ふことが出来ないものである。蕃人に對して全く無經驗にして無理解なる上司の命令が彼等をして何を爲すべきかを知らざらしめてゐるのである。

私はこれ等の不都合を除く最初の歩みとして先づ理蕃機關を統一し、調査機關を具備せしめ、統一ある用意を以て蕃務官吏を指導し、以て蕃人の誘導開發は初めて行はるゝものであるとなすものである。いふところの理蕃機關の統一とはすべて理蕃事務を一系統の機關に配列することであるが、現在の州、郡等に附屬する制度を全廢して、理蕃關係のすべての機關を地方官廳より獨立せしめ、總督府に直屬する一系統の機關たらしめよといふのである。

斯くするに非ずんば決して理蕃の成績は百年河清を待つとも學がるものではないことを私は確信するものである。

尙附言したいことは今日の理蕃の實際に於ては外形的の誘導開發に重きが置かれて、少しも實質的の誘導開發が行はれてないことであり、又當事者が功名を競ふ結果として眼前のことにとらはれ、永久的の施設が行はれないことである。仕事を爲すことは事務擔當者として望ましき事であるが、前任者の事業を中絶し若しくは破壊し、尙自己の事業を後繼するものを求め得ざるが如き事は決して賞讃すべきでないのみか、殊に未開人に對する事業たるに於て彼等の心腹を害し、彼等の精神を毒するものである。

これ一般の通弊ではあるが、若しも理蕃機關の統一にして完全ならば、斯くの如きことを防止するはいと易いのである。

然しそれ等の弊害を除いても尙蕃人の生活を理解せぬ限り、一切の施設が外形的となり、實質的に誘導開發の實があがらないのは當然である。外形が外形にとゞまれば未だ幸である。然し外形が却つて實質をそこねる場合は外形的施設ほど恐ろしきものはない。

以下私は理蕃の實際問題を取扱ひつゝ、尙數言を費したいと思ふ。

先づ蕃童の教育に就いていふならば、第一に劃一主義的教育を廢し、各蕃社の實際生活に適合する實務教育を施すこと及び就學年齢を高めることが必要であるとする。

すべての知識の根本であるべき數へること、讀むこと、即ち算術と讀方とに教課目の主力を注ぐことはいふまでもないことであるが、今の處それは彼等の實用を滿たす程度に於て充分であつて高きを望む必要



は更にないのである。算術は加減乗除、而かも乗除は二桁のものにて足りる。読み方は極く普通のものを理解し、自分の日常の用事を書き現はせる程度にて充分なのである。それ以上の事は望むのが無理であり又必要としないのである。唯蕃地の知的教育に就いて望むところはこれだけに過ぎないにも拘らず、實際に於ては實質的にこれだけのものが充分に與へられ、教へ込まれてないのである。そして唯外形的な點のみが先走つてゐるのである。不必要なる數計算、無駄なる字句の解釋などは全く餘計なことである。

その他に蕃地の教育所にも遊戯、體操、唱歌といふやうなものがある。それは決して悪からう筈はないが現在の蕃地の事情にあつては飽迄餘餘であらねばならぬと考へる。處がこれ等の餘餘が主客顛倒してゐる場合を動よとすると見受けられるのである。そして學藝會、運動會といふやうな見てくれ式のものに力が増え入れられて肝心なことは忘れられてゐるのである。斯くの如き競争が各教育所間に行はれる結果は兒童は地道な教育を欲しなくなり、華美な事柄を好むやうになるのは當然である。

假令、某教育所の如き大官の巡視、内地よりの視察者の見物の際に必ず臺灣名物の一つのやうに心得られて參觀するのであるが、寧ろ過られたる教育の標本である。心ある人達はこれを猿芝居と稱してゐるが眞に然りである。あれでは全く兒童は見世物である。見世物の爲の教育である。私も一度參觀したのであるが、あれでは餘りに兒童が可哀相だと思つたにすぎない。彼等は自分の爲にはない、他人の爲に見せられるやうに教育されてゐるのである。その習つたことがどれ程彼等の爲に役立つかといふ事が考へら

れるよりも、どうすれば見物人を感心せしめるか、喜ばすことが出来るかといふことばかりが考へられてゐる、そして断えずその爲に練習が繰返されてゐるのである。斯くの如き結果は兒童にだつて地道な考への持てなくなるのは當然である。兒童心理を害ねるこれより甚たしいものはないと私は信ずる。殊にあの様に見物人が多くては年中學藝會気分——學藝會必ずしも悪くはないが、それは往々にして見てくれ式である——がぬけず、然も出し物は同じなのである。猿芝居と評せられるのも致し方ない事である。あのいたいけな純良なる兒童を見てゐると寧ろ涙ぐみたくなるほどである。又視察者に蕃地の兒童といふものはこんなにも進んでゐる、開けてゐるものかと思はせたら大きな誤りである。某教育所の如きは他の教育所に比較するならば、その設備に於て經費に於て數段の差額があるのである。某教育所を視察せる者をして蕃地の教育とはこんなものかと思はすとすれば、それは欺瞞である。その他の多くの教育所は用ふべき教材もなく、それを購入すべき費用さへもない有様なのである。

一體蕃社に於ては何といつても現在最も必要なことは衣食住の中にて食といふことなのである。それは自ら耕すことによつて得るか、若しくは他の物を以て食に換へるかするしかないのである。處が彼等には未だ／＼その力に乏しいのである。又自ら耕すにしろ最早耕すべき土地を求め得ない處さへも多いのである。食に換ふるべき何物かを作り出す術を有たないものが多いのである。この點に於てこそ指導すべき事柄は澤山にあるのである。



又、蕃人の児童は教育所を終れば直ちに彼等の家人と共に生産に従事しなければならないのである。蕃人が教育に期待するところのものは幾分にも生産能力を増進することではなければならないのである。それには農業なり、手工業なりの彼等の生活に直接關係の深いものを充分に教ふべき筈であると心付くのが常識あるもの、判斷である。勿論蕃地に於ては現在にてもそれら、授産の道は講じられてはゐる。然しそれが児童の教育と相俟つて行はなければ無駄である。そしてその授産は一律的ではなしにそれら、蕃社に適當したものが與へられなければならないと同様に、児童に對しても各教育所に依つてその卒業後直接生産に役立つところの技術を修得せしむべき筈なのである。

學藝會である、運動會である、やれ遊戯、やれ唱歌といつてゐたならば教育所の四年は永くはないかも知れない。然し若し眞に教ふるものを撰擇し、眞面目に教育を行ふならば蕃地に於ける四年の教育は決して短しとしないのである。今の蕃地の生活の程度に於ては知的方面にしろ實務的方面にしろ充分なる効果を擧げ得ることが出来るのである。

農業といふことは今でもその教課目の中に入つてゐることは事實である。それは農業と一概にはなくともよい。唯それら、蕃社の状況をよく調査した上で必要なるものを課し、それに主力を注ぐことが大事なのである。今では農業といふと畑のことだけが考へられてゐるが、決してそれだけではないのである。

現在に於ける授産の仕方は動ともすると一律的模倣的であつて何處其處の蕃社では養蠶を始めた、そ

れでは此方でもやらう。やれ彼處では蜜柑を植えた、それでは此處でもといふやうに何等よりどころがない有様であるから、少しも土地の事情などは調査せずに殆んど思付きの儘である。それがために蕃人には信を失ひ、無駄な經費と努力とを消盡せしむる結果にしかならぬのである。そのやうなことが現在に於ては教育所に於ても同様に繰返されてゐるのである。

茲で私の云はんと欲する處はその弊を除くと共に、教育所はその蕃社に必要な生産に關する簡易技術者養成所でなければならぬといふ事である。それが目下の蕃地に於ける教育所の任務であると同時に、蕃人もさうなつてこそ教育所に大きな期待を有ち、喜んで児童を就學せしむるやうになるのである。

次に蕃地の教育といふことは、教育するものと教育されるものとの生活様式が異なるのであるから、教育するものは餘程細心の注意を拂はなければならぬのである。處が何處の教育者にも有り勝な弊害として教育者自身の生活を強ひんとするものであるが、今日の蕃人に教育者と同じ生活を強ひんとするのは、全く無意味であるばかりか寧ろ害毒である。生活様式が同一であればこそ意味を爲すものを、全然生活様式を異にするものに與へたところでそれが何になるか、その生活様式と調和しないところのものは要するに邪魔になり、障害になるだけである。それは蕃社といふ一の共同生活體の平和を亂し、それを混亂に陥らしむる結果ともなるのである。蕃地の教育は生活そのものの向上を待つと共に、被教育者そのものの生活に即したものを與ふべきである。斯かるものを與へてこそ始めて教育の効果が有り、従つて生活そのも



の向上が出来るのである。生活様式の改善をいくら外形的に計つたとて決して生活そのものは向上するものではない。寧ろ低落するとさへ思はれるのである。

私は蕃社を歩いてみて、時々所々の駐在所や教育所の職員から自慢話として種々なことをきかされるのであるが、寧ろ寒心すべきことだと思はれることが多いのである。何故ならばその事實の多くは外形的な事柄に過ぎないからである。處がその外形的な事柄が外形の儘で留つてくれるならば未だ幸であるが、それが實質的には良きものを破壊してゐるのであるから、私は寒心せざるを得ないのである。

又ある所では教育所の四ヶ年の勢力は何もならない。教育所から出てしまへば何も彼も忘れてしまつて何一つ覚えてゐない、蕃人の教育なんて駄目ですといふ自暴的な言葉を實際教育の任に當つてゐる人達から聞くのである。實際教育する者の身にとつても四年の年月は決して短くはない。それにも拘らずその努力が報いられないとしたら、本當にそれは餘りに惨めなことであり、自暴的になるのも致方がないと思はれる。

然しそれは罪は蕃人にはなくて現在の教育の施設及び方針にあるのである。上記の如き言葉は決して一部の不忠實なる人達によつて云はれるのではなく、眞面目にて熱心なる擔當者から云はれるのである。蕃地の教育といふことをもう少しどうかしてくれなければ到底駄目です、やつても役に立ちません、といふのである。

要するにそれは與へても何の役にも立たぬものを與へようとし、求め得べからざるものを求めようとするからである。然かもそれは相手方を満足せしめようとするものではないに、自分が満足を求めようとしてゐるのである。そしてその結果は實質的にどうであらうと、外形的の變化を以て事成れりとなすに至るのである。

次に就學年齢であるが、在來は内地と同様に滿六歳であつたが、一昨年度から滿七歳に改めたとの事であるが、それでも未だ今日の蕃人の實際では早過ぎるのである。頭腦及び體質の發達がおくれてゐるばかりでなく、周囲の教養の點からいつてもそれは未だ無理である。内地に於ては學校から歸つても、家庭は相應にその補充をなすことが出来る。然も言語は同一である。然るに蕃地にあつては教育所と家庭とは全然聯絡なく、兒童にとつては兩者は全く因も縁もない別個の存在である。教育所にて聞く言葉と家庭にて話す言葉とは異り、教育所にて教へられたることは、當人にとつても父兄にとつても全く新規なものである。或る程度の準備と補充とのある内地の兒童ですらも、滿六歳からの教育には、可成りの困難があるのである。ましてそれらの全部を缺く蕃人に於ては滿七歳とするも決して満足ではない。

私は蕃童に充分に効果ある教育を行はうとするには、兒童の發育の状態を考査して滿八歳若しくは滿九歳の時分に就學せしむるのが適當であると考へる。何故ならば地方にもよることではあるが、蕃童の發育の狀態を見るに、彼等は滿八九歳の交に於て突然發育上に飛躍を示すのが普通である。それまでは全く虫



の様であつたものが、俄に動き出して来るのである。教育は斯様な機会を捉ふることが大切であると私は信じてゐる。

就學年齢を引き上げることに私ははなほ一つの理由があるのである。それは少年保護の意味に於ける理由である。蕃人の父兄は子弟が教育所に行つてゐる間は子供と看做して置くが、教育所を終つたとなれば、最早子供のやうにはさせて置かず、一人前の働き手として勞働に就かしむるのである。それは可成りの激しい勞働である。一体に蕃人の成長年齢が割合に低いのは他にも原因のあることではあるが、過勞といふことも一つの原因である。彼等の青少年期の過勞は蕃人をして早老ならしめてゐることは疑ひない事實である。この意味に於て私は相當年齢に達するまで教育所に入れて置くことが、保健上からも意義あることを信ずるのである。

次に教育者の人選と養成とである。これは今日に於ては全くその途がないのである。現在の如き警察官の一部を以てこれに當つるの方法は決して永續せしむべきものではない。今日の如き現状にては決して成績の擧がるものではない。その事は教育所擔當者ばかりでなく蕃社勤務の警察官に就いても同様である。

一体蕃地の警察官なるものは、殆んど平地の警察官とはその仕事の性質を異にしてゐるのであるから、その養成の最初から平地の警察官の養成所からこれを分離し、蕃地駐在者のために特別な養成機關を設くるの必要があると私は信ずる。

蕃地の教育者の養成も亦それに合せて行はしめればよいのである。教育擔當者には兒童教育といふ特別な資格を必要とするも、尙蕃地に駐在する限りは教育擔當者に非ざるものも亦誘導開發といふ任務を帯び、蕃社擔當といひ教育所擔當といひ、その仕事の性質は共通なのであるから、これを一括して養成することが出来るかと考へられるのである。少くも現在の師範學校教育並に教習所教育にそれを求めんとすることは全く不可能である。

次に信仰の問題である。

蕃社といふ彼等の共同團體は何によつて中心の維持を得て來たか。彼等の徳性の依つて生じた處は何か。これ全く彼等の信仰の然らしむる處である。

彼等の信仰は幼稚である。然しながら幼稚ながらに依りどころはあるのである。然も彼等の信仰は彼等の一切の行爲を支配する威力を有ち、彼等にとつてはそれが道徳の唯一源泉であるのである。

信仰には不可解なるものの存し、奇怪なるものの附隨するのは當然である。然しその信仰は永い間の體驗が産み、且つ教へたところのものであり、それはその共同生活體の發達と共に成長發達し來つたものである。彼等の生活にとつては決して無意味なものではないのである。

信仰なるものはそれが如何なる進歩せる信仰にせよ、その信仰を有せざるものにとつては無意味であるに相違ない。ひとりそれが未開人の信仰に限つたものではない。唯信仰はその人の生活に根を下すことに



依つてのみ力を生ずるのである。

文明社會に於ては最早共通の信仰といふことは求むべくもない。宗教が重大なる社會性を帯ぶることがなくなつたと同時に、信仰は全く個人的のものになつてしまつたのである。今日吾々の社會は何等の信仰なしに大きい顔をして生活することが出来るのである。又各々信仰ある者も異なる信仰の下に社會生活を享受してゆくことが出来るのである。

然し未開人種の間にはそれは許されないのである。信仰は彼等の社會生活の唯一條件であらねばならないのである。彼等は共通なる信仰の下に於てのみ共同の生活を維持してゐるのである。信仰なしに彼等の生活はなく、信仰といふ中心がなければ彼等の社會生活は成立たないのである。そしてその信仰は彼等と彼等の祖先とが生み、その信仰に依つて育まれて來たのである。借りたものでもなければ貰つたものでもないのである。唯彼等の生活と體驗とが産み出したものである。彼等にとつてそれは命であり、力であるのである。

然るに蕃地に於ては迷信打破といふことがいはれ、それが行はれんとしてゐるのである。迷信とは何を指していふのか。私には全く解答に苦しむものである。勿論彼等の信仰には吾々に不思議に思はれるものもある、可笑しいものもある。だがそれは獨り蕃人の信仰に限つたことでないことは前にも述べた通りである。

次にその所謂迷信を打破してどうしようとするのか、何の爲めに所謂迷信を打破しようとするのか。彼等からその信仰を奪ふことは彼等から何を奪ふことになるか、それを果して考へてゐるのであらうか。

蕃人を治むるものも、教ふるものも、また研究するものも先づ自分の色眼鏡を捨てなければならぬ。そして彼等の生活に沈潜して深く彼等の信仰を思つて見るがよい。決してこんな暴舉はなし得ない筈である。

彼等の長上の命令によく服従し、共同の生活に對する行爲に責任を感じ、隠れて邪しなことをせず、嘘言を吐かず、勇氣を好むのは何によつて然るか。又彼等が彼等の行動を肯定し、生活に安定してゐるのは何によつて然るか。すべてこれ彼等の信仰の然らしむる處ではないか。性的犯罪が最大の罪惡と認められるのは、彼等の信仰によるのではないか。

然もそれらの信仰は各人個々別々に切り離されたものではなく、一個の人間の不信は直ちに彼等の共同生活體にとつての不信となるのである。信仰は徒に自己の爲めのものではなく、それは常に共同生活體の爲めのものである。信仰は自己の福利を願ふものではなくつて、彼等の共同生活體の繁榮と幸福を祈願するに出でた貴き體驗の結果なのである。かゝる信仰に導かれて彼等はその共同生活體を維持發達せしめて來たのである。それ故この信仰なしには個人としては共同生活體の一員たるの資格を缺き、共同生活體としてはこの信仰がなければ解體自滅するしかなかつたのである。



この彼等の信仰を奪ひ取つて代りに何を與へようとするのか。迷信を打破して、敬神の風を起し、國民思想を涵養するといふことが云はれる。然しそれは今日の蕃地に於ては餘りに抽象的の論議にすぎない。信仰といふものは、左程に容易に血となり肉となるものではない。それは自ら求むるの心あつてすら然りである。まして外部の強制によつては決して彼等の道德の根源となり、感激の源泉となるものではない。信仰的形式は學ばせることは出来る。然し信仰の内容は教へたゞけでは入らない。それは生きた體驗なしには決して力となるものではない。そして強ひられたる信仰の形式化位危険なものはない。

理蕃の現状から見たこの方面のやり方は、全く信仰の形式化を喜んでゐるとしか思はれない。彼等は何といつても幼稚である。日本人とさへ見れば彼等より數段かけちがつた優秀なる人間であると認めてゐる。それ故彼等の信仰を迷信であるとけなし去り、打破しようとするれば、それは容易なことであるかも知れない。然しそれには何かを彼等に與へなければならぬ。而もその信仰が個人を満足せしむると同時に、共同生活體そのものと同一なる信仰を與へなければならぬのである。これなくして他人の信仰を破り、それを奪ひ去るは正に罪惡である。

敬神の風といふ。然し蕃地に神社を建立し蕃社の祭に代ふるに神社の祭事を營んだからといつて、決して敬神の念は起るものではない。而もその神様は今迄彼等には因も縁もなかつた神様である。共に喜んだこともなければ、苦しんだこともない神様である。彼等に親しみが持てよう筈がないのである。

それならば日本人自身が彼等の新しき信仰の對象となり、親となり得るか。然しそれが出来るか誰かひ得るか。いくら厚顔を以てしても、日本人が、蕃地にある警察官が信仰の實體として彼等の前に立ち得るとはいひ得ないであらう。

それにも拘らず調令なるものは頻りに蕃地の駐在所に向つて、迷信を打破せよ、風俗を改良せよ、と要求する。然し生活と調和しない教育が邪魔物であるやうに、生活に根據を置かない信仰と風俗とはその生活を破壊し、それを紊亂するに過ぎない。

假令、蕃人に日本服を着せた處で何になるか、彼等には安閑として家に寢轉んでゐる餘裕はないのである。毎日激しき勞働に服してゐるのである。勞働服として日本服が適してゐないことは日本人自身が既に認めてゐるところである。二重生活といふことが能くいはれるが、蕃地に於ては全くその二重生活が乏しい生活程度の彼等に行はれてゐるのである。中には白粉をぬり、日本服で長裾の儘畑に行く娘達さへも見受けるのである。これが何の爲めの風俗改良であらうか。

蕃衣が保健のためによくないといふことがいはれる。これは一應も二應も考へなければならぬことであるが、日本服かといふことにはならない。衣服といふものは斯くの如く單純に決めることの出来ないものである。着物を着てゐるよりは裸體であることの方がよいこともあるのである。日本服必ずしもよくなく、蕃衣必ずしも排斥すべきものではない。それは種々調査考察した上にて決しなければならぬこ



とである。そのことは所謂改良蕃屋なるものに就いても云はれることである。

私をして云はしむるならば、これ等の事に積極的な努力を拂ふ前に、蕃地にはまだくしななければならない仕事がある。信仰とか風俗とかいふことこそ、その儘に放置して置くべきものである。それは彼等自身の生活内容が発達し、生活様式が變化して来れば、自づと信仰も風俗も彼等の要求する新しきものを産み、又作り出して来るのである。人間の生活といふものは當然にして必然なる過程をふまなければ、決して生活内容も發達せず、生活様式も變化するものではないのである。生活内容の發達せぬ限り、生活様式の變化せぬ限り、生活そのものが必然に産み、必然に要求した信仰風俗が變らう筈はない。變つたとしたらそれは附け焼刃にすぎず、借り物にすぎないのである。そのことの爲めに却て生活内容は墮落し、生活様式は混亂するばかりである。

それ故に私は先づ生活内容に培ひ、生活様式に油を注ぐ爲めに、前に述べるやうな教育と授産とをすることが最も大事だといふのである。實質的にその生活をよくせずして何を求むることが出来るか。

現在の如き理蕃のやり方は徒に蕃人をして岐路に迷はしむるばかりか、彼等の共同生活體を破壊し去り、蕃人個人をして世の賤民若しくは敗残者として死に導くにすぎないのである。

尙蕃地には彼等の信仰に附随した年中行事の祭が多いのである。都會人ですらがいろく理由を附けてお祭騒ぎをし、年中行事は減らすよりも殖すことを好んでゐるのである。まして年中一日として休む間

もなく、營々として働いてゐる彼等である。年に幾度かの祭を充分に行ひ、それを樂しみたいのは當然過ぎる程當然である。然もその祭には一々必ず信仰的依據があるのである。その祭すらがこの頃では駐在所及び派出所の干渉を受けるのである。その祭日の決定に就いて、度數及び日數に就いて、信仰の對象に就いて干渉が行はれるのである。それは目取りにしろ、日數にしろ、度數にしろすべてが彼等の信仰の具體化なのである。敬神の念は寧ろかゝる點に於てこそ却つて破られてゐるのである。

のびくとした平和な蕃社が、年一年味も素氣もない干乾びたものになりつゝ行つたならば、一休蕃人はどうならうといふのだらう。彼等にも樂しみもなければならず、慰安もなければならぬ筈である。

善きにあれ、悪しきにあれ、強制的に行はれることには必ず思はぬ弊害があり、破綻が来るものである。殊にその精神的誘導にみだりに侵入する時に於て然りである。

### 第三に制度の問題である。

集團の生活のあるところには必ず組織がある。組織のあるところ必ず制度がなければならぬ。蕃社といふ彼等の集團は、各部族に依つて組織の内容形式を異にしてはゐるか、それが一個の自治體として發達し來つた共同生活體であるといふことには變りはない。

彼等の信仰が永い體験によつて根を降したやうに、彼等の制度も亦彼等の集團の永き體験によつて築き上げられたものである。



アミ族に於けるスラル（若しくはカブツ）の制度の如き、タイヤール族のガガア（又はガザ、ガヤ）の制度の如き、それ等は彼等の社会生活の必然の結晶である。信仰は内面的に精神的に集團生活の楔となり、制度は實際的に外延的に集團生活を支持して来たのである。制度は信仰の支持を受け、相俟つて彼等の生活共同体である蕃社を今日に持続せしめて来たのである。

信仰が生活共同体内に於ける唯一の道德的源泉であり、生活の規準であると共に、制度は彼等の共同生活に於ける必然なる生活條件の約束なのである。蕃社の安寧秩序を保ち、生命財産を保護し、平和幸福を享受して来たのはこの制約あるに外ならないのである。

それは蕃社自體から見ても、又理蕃統治の上から見ても破壊せらるべきものではなくして、寧ろこれを助長すべき筈のものであるのである。それを破壊することは、彼等の集團生活の根柢を破壊することである。従つて共同連帯、相互扶助の連鎖を断ち切り、彼等の集團性、社会性を薄弱ならしむるものである。

集團生活の構成とは何か、機構とは何か、集團の生活に於ける社会統制が何によつて爲されるか。殊に未開人種間に於ける社会統制の依つて来るところを知るものにとつては一見して明かな事である。然るに理蕃の實際はこれ等の制度に就いて全く無理解である。それに對して無關心であるならばまだしも、それを根本的に破壊する事すらも意としないのである。スラルにしろ、ガガアにしろその舊慣を有ち、行ふところの職分を有つてゐるのである。その舊慣を破り、その職分を奪つて、どうして彼等の共同生活體の維持

持發達が望まれるであらうか。スラルを中心に、ガガアを中心に、彼等の自治體の統治機關は存在してゐたのである。然るにそれから彼等の職分を奪ひ取つてしまつたならば、彼等の集團的意義は消滅してしまふしかないのである。

集團的意義を失つた社会は最早存在する必要のないものである。最早彼等成員の間には共同生活に對する連帯と責任は失はれたのである。一個の成員の行動は、直ちにそれが集團の生活そのものの要素であつたものが、今は單に一個の人間の行動そのものにすぎないものとなるのである。彼等は自分達が持つ社会的制約から放たれたのである。然しそれは總て彼等をして更に残忍にして無情なる別個の社会的制約の中に追ひやることとなるのである。

若しも統治機關を全然彼等の手より奪ひ、自治を破壊し、これを官憲の手に握らうとするのを目的とするならば、それは大きな誤りである。成程今日官憲の力は彼等には殆んど絶大である。それ故行政的警察的にはこれを統治することは可能でないことはない。然し自ら治むる能力あるものゝ集團と、治められぬならぬものの集團とに於て、何れが統治しやすいか、何れが誘導開發の効果を擧ぐることが出来るか、又成員そのものの素質に於て何れが優れてゐるか、これ餘りに明かなことである。

保護監督することは必要であらう。然し何も統治機關を彼等の手から奪ひ、自治を破壊するの要は更でないのである。寧ろ官憲の統治は彼等の統治機關の手を借りることの方が有利なのである。それ故一方に



於てスラルやガア等の實質を破壊して置きながらも矢張り彼等の自治機關の産物である頭目等の力を借りてゐる有様である。それ位ならは何故にガアが有ち、スラルが有つ舊慣を重んじ、職分を尊重して彼等をしてその共同生活體たる處の機構を充分に發揮せしむる爲に、彼等の自治をして完全ならしむる爲に努力しないのであるか。然し既に實質の失はれんとする今日に於ては、頭目の利用の如きは唯舊集團生活の情性にすぎない。近き將來に於ては頭目の利用の如きが何等効を奏せず、蕃社統治が離隔に會する日は決して遠くはないのである。

現代社會生活の不安は共同生活體内の制約の弛緩である。集團生活に對する連帶と責任との忘却である。吾々の經驗する苦悶への中に、何を苦しんでその集團の生活の平和と幸福とを享樂し來つた彼等を陥れようとするのか。餘りにそれは殘忍である。

今日ですら既に彼等の集團生活の弛緩は種々なる不安を持ち來してゐるのである。完全なる制約が行はれないが爲に、彼等の生活は動搖してゐるのである。若しも彼等をしてこの集團の生活から離反せしめて一個の人間として今日の經濟組織の中に放り出すこととなつたならば、彼等はどうかなるか。餘りに可哀相である。彼等を救ひ、保護誘導せんとするならば彼等をして飽迄も集團の生活を維持せしめなければならぬ。それを維持せしむる爲には彼等の生活共同體の制約を助長し、その機構をして完全ならしむるに努力すべきである。

アミ族に於けるスラルの制度の如き、今日の青年團少年團などの夢想にも及ばぬ程組織の完全にして職分の重大なるものである。それを内地式の青年團などに改廢する必要は更にないのである。

信仰を打破することに依つては道德の源泉を破壊し、制度を改廢することに依つては行動の制約を減却することが故に理蕃の實際に於て必要であるか。私は解せんとして解し能はざるものである。

#### 第四に苦力徵發の問題である。

蕃社には義務出役といふものがある。それは賃銀を支拂ふ場合もあるが、それを支拂はぬ強制的徵發の行はれることもあり、強制的には行はれぬまでも、無賃にて出役を餘儀なくせられる種々の場合があるのである。例へば、今此處に道路開發の計畫があるとすると、その際某派出所なり駐在所なりは、或里程間の道路を割當てられ、これを何月何日までに完成すべき事が命令せられる。然し苦力代として下附されるものはいくらないのである。そこで有給苦力として幾人かの蕃人を強制的に徵集し、彼等は道路の割當をするのである。然しそれは到底一人前だけの努力によつては出來得べからざるものである。然しそれは嚴然として命ぜられ、刑罰を以て脅かされるのである。此處に於て強制的に徵發されたる出役者は泣いても笑つても明かに一人の負擔には堪えられない仕事の爲に、超人間的の勞働をせねばならぬのである。然し蕃人とても人間である。それが出來よう筈のないことは明かである。彼等は他に助力を求むるしかないのである。斯くして彼の家族親類友人は彼の爲に出役することを餘儀なくせしめられるのである。



これ等の援助の爲に出役せるものは無論無賃である。

この事は私が直接にこれを敢行した某派出所の警察官から聞いた話である。これには警察官として苦しい立場にある事は勿論なのである。何一つするにしても、蕃社のあるところでは僅少の豫算で、その二倍乃至三倍の仕事を受持たせられるのであることも亦直接聞くところである。さうなれば勢ひ勞力の徴發にしろ無理の出て来るのは當然であるが、斯様にしてその結果は蕃人をして義務出役を厭はしめ、蕃社を退社せんとする傾向あらしめてゐるのである。この事は殊に行政區域に編入せられた蕃社に於て殊に盛んである。

これでは全く蕃人をだましてゐるやうなものであり、奸智を教へ、すれからしにするといふものである。

次に義務出役以外の苦力の募集にしろ、徴發にしろ、それは有賃であることではあるが、殆んど蕃人を賤民扱ひにし、彼等の都合や事情などには殆んど頓着なく強制的の徴發の行はれてゐる例は決して乏しくないのである。殊にそれは道路の修繕とか製糖會社の製糖期とかに於て甚だしいのであるが、派出所駐在所の手に負へなくなると頭目の力に頼るといふやうなことによつてゐるのである。

蕃人は勞働を望み、出役を喜んでゐるのである。決してそれを厭つても嫌つてもゐないのである。然し彼等にも彼等の生活があるのである。家もあれば畑もある、そして彼等にも自由があるのである。ある場合には家の修繕もしなければならず、畑も耕さねばならず、友達を訪ねることもあれば、旅行することも

あるのである。それ等の事情も都合も無視して、蕃人だからといふ態度は、本當に餘りに蔑視した態度である。それは多くの蕃人苦力を使用する會社とか請負とかに見ることではあるが、派出所駐在所の職員がその驅使に甘んじてゐるのは、餘りに意氣地がないことである。こんなことでは本當に保護誘導開發などいふことは出来るものでないことは餘りに明かである。

斯くては蕃人も何時迄も決して純良實質なる蕃人ではあり得なくなるのである。そして彼等が統治に甘んじなくなる時代の來ることは、火を見るよりも明かなのである。然し蕃人をして純良性を失はしめ、勞働を厭ひ、奸智を學ばしむるに至つたとしても、その罪は決して蕃人にあるのではない。

理蕃の現狀に就いて私のいひたい事はまだ盡きてはゐない。だが私のいはんとするところの論據は前述の趣旨に外ならない。外形的、一時的、思ひ付き的、見てくれ的、競争的のやり方を警しめて實質的、永久的、組織的、建設的な努力をなすことが大事であると共に、彼等の信仰並に制度等が彼等の集團生活に及ぼす影響を深く考慮して、徒にこれが打破改廢等をなさず、寧ろその信仰を尊重し、制度を助長するの工夫に出で、彼等をして實質的に生活を向上せしめ、その内容を改め、様式を新ならしむることをこそ努力すべきであるといふのである。

尙土地所有に關する件、土地相續並に家督相續に關する件、懲罰に關する件等民法並に刑法の規定を必



要とする時代は決して遅くはないのである。然し普通民法並に刑法を以て蕃人を律することは不可能であり、不合理であり、寧ろ法なきに劣る。それならば蕃人に適用する特別法の設定をしなければならぬのは明かである。私はこの問題は必ず近き日の當面の問題として起つて來なければならぬと信ずる。

その際に於て彼等の集團生活の意義を無視し、それ等の有つ社會組織の構成を没却し、社會制度の機構を閑却することあれば、それは由々敷き大事であると考へるのである。果して然らばそれを生かし、それを取入れるだけの調査が出來てゐるのであらうか、私は今日迄になされたるすべての調査はそれに就いて不十分であるとするものである。私は蕃人將來の法制の爲めに一日も速にこの調査を完了されんことを希望するものである。最後に私は蕃社には消費組合を作つて彼等の生活を保護することが必要であると考へる。唯この事はすべての蕃社に於て行ふには尙早であるが、普通行政區域に編入されたる花蓮港並びに臺東廳下の蕃人達に於ては目下の急務であると考へる。彼等の經濟は最早自給自足をゆるさなくなつてゐるのである。日用品の購入等に於て彼等としては大なる負擔に苦しんでゐるのである。消費組合の設立は豫ねて共済組合たらしむるならば、彼等の日常生活に餘裕を與へ、又病難死亡の場合に安心を與ふることが出來ると信ずるのである。且又これは彼等の集團生活と一致する處の社會的施設であると考へられるのである。

要するに私の云はうとする處は、蕃地の仕事に、もう少し眞面目に力を入れて欲しいといふことである。

その第一線に立つ職員は勿論であるが、總督府、州廳郡等の監督の地位に立つ當局が眞面目に蕃人の將來の爲めに、考慮されんことを望むのである。その爲めには單に行政的並びに警察的の見方ではどうにもならないから、もつと彼等の社會生活そのものに即した見方によつて、蕃人の共同生活体の機構並びに構成を調査研究しその根據に基いて行政上の施設をしなければならぬといふのである。

(昭和三年十月、臺灣を去るにのぞんで)



蕃人の生活と統治



いはゆる霧社事件が突發して漸く半年もたつたゝないのに、再び同地方に蕃社襲撃事件の突發したことは吾々にとつて餘りに心外至極のことに思はれる。これ等の二つの事件の間には必然的な相關關係のあることは明かで、事前に豫知せられてゐた——若しくは豫知せらるべき事實であつたのである。若し世論が今度の被害が蕃人同志であるといふ故を以て輕々に看過するのであれば、それは甚だしき心得違ひで、そこに蕃地における種々なる不幸なる事件がかもされるのである。私をしていはしむるならば、霧社事件も第二の保護蕃襲撃事件も、それを誘起した直接の原因がある他に、すべてはある結果に過ぎないのである。そのある原因の一には今いふ世論の冷淡といふことも大きい素因となつてゐる。そしてさうした冷淡はそこにもつと根深い必然を植ゑつけてゐるのである。

私はこの必然に對して氣つき、その存在が除かれぬ限り、蕃地における事件は絶ゆることなく、それは暴動の形においてばかりでなしに、もつと陰慘なる姿において現はれるであらうことを憂慮する。それは理蕃政策が企圖するものとは全然裏腹の結果を招來するなきやを恐れる。第一次の霧社事件の直接原因



について見れば、その一とされてゐる蕃人等が自分等の酒宴の席上で、酒をすゝめたのを拒否した巡查をなぐつた後でその結果に對する彼等の恐怖の心理状態である。さうした彼等の恐怖は常に憂鬱なるベシズムに彼等を追ひやるのである。

ベシズムはタイヤール族共通に見られる顯著なる思想である。彼等の間には縊死による自殺の数はかなり多く、自分一人が縊死してゆく他に、他人を道連れにそれを殺害して自分も死するものさへある。さうした同じ動機がマヘボ社の頭目一家及び一黨の間をとらへたことは見のがす事の出来ないことである。彼等は自分よりも力強いものに對して常に憶病で、自然の脅威に對して實に神経質であり、又祖先の靈なるオットフに對して極めて敬虔である。

彼等は同様に日本人に對して甚しく憶病であり、又忠實でもある。然し彼等にはその半面の信頼において足りないものがある。彼等は幾度か裏切られた経験を有つてゐる。その恐怖はやり場のない脅威である。自然に對しては、はらひをすることが出来る。オットフに對しては瀆罪することが出来る。然し日本人に對しては何をしていいかを知らない。彼等はその結果を信することが出来ない。彼等のベシズムは反抗の形をとるしかなくなる場合が起り得るのである。

私はあの事件についてももちろん他の原因のあることを想像するものであるけれども、その裏にこのベシズムのあることを閑却してはならない。直接の原因は過誤、誤解、否、それ以上に許すべからざるもの

であつたとしても、それらは原因を除くことによつて、問題はどうか解決することが出来る。然し彼等の生活性情に對する認識不足はどうすることも出来まい。

私はあの事件に對してベシズムばかりではなしに、すべてにわたつての認識不足をその最も重大なる要因となすものである。そして第二の事件に對しては、なほ一層の認識不足をその唯一の要因となすものである。

碩學フレーザーはいつてゐる。「蠻人の立場に立つての何等の知識なしに、彼等を賢くかつ上手に支配することは不可能である」。「蕃人の考へ方といふものは仲々に複雑なもので、永い忍耐と研究なしには理解されるものではない」。「ヨーロッパ式の法律や道德の原則に即して蕃人を統治するといふことは、よし統治者に最高の仁慈的動機以外の何ものも働いてない場合であつても、それは常に危険であり、又惨虐であることすらまればないのである」と。

私はこれに同感するものである。

私は彼等の信仰について考へてみたい。彼等は澤山の禁忌を有つてゐる。それは彼等の言葉を以てすればブサネツク（不淨、不吉）なる觀念の上に立つてゐる。

彼等は粟の收穫前に檢山を通ることを避ける。それは彼等においてブサネツクなのである。彼等は出産の後において産婦及びその夫の谷川を渡るを忌む。それもまた彼等においてはブサネツクなのである。も



しも彼等がこの禁忌を犯すならば、天は必ず暴風雨を下すのである。

彼等は隠れたる情事を恐れる。未婚者同志の私通、既婚者の不義はもちろんブサネツクである。これ等の邪淫は彼等の祖先の靈の最も憤るところである。それは犯罪者常人に報ゆるばかりでなしに、彼等の共同生活體全体に報ゆるのである。

彼等は變死人を恐れる。一切の變死はブサネツクである。それ等の變死人の靈は彼等の淨土なるオトハンに入ることが出来ないと思つてゐる。そしてその靈は地界に低くさ迷つて彼等を襲ふと思つてゐる。彼等は繼つて自殺する者の死骸を葬ることをしなかつたのである。又その場所をもブサネツクであるとして彼等の記憶にある限り近寄らなかつたのである。

私はこれ以上を擧ぐる煩を避けるが、現在でもこれ等の大部分の禁忌は彼等の信條として残されてゐる。もちろん吾々の眼からすれば取るに足らない迷信であるものもあるにはある。然し彼等にはそれが唯一の道德的源泉であり、信仰の域廓なのである。

審人に本當に親しみ、彼等を理解したほどの人は霧社事件なり、第二の事件を知つたとしても恐らく彼等をにくむことは出来ないであらう。それほど彼等は善良であり、愉快なる存在である。それについては私は書き過ぎる位書き、話す種子がなくなるほど話したからこゝでは書かない。然しかうした彼等の存在は彼等の信仰あるに外ならないのである。

もちろん彼等の信仰には迷信である以上に、その結果が彼等の共同生活體の維持、秩序の嚴正を守護する以外には甚だしく野蠻なるものゝ存することは確である。然しそれを以て彼等の信仰の全体を拒否することは果して親切であらうか。少くとも賢明であらうか。私はそれをフレーザーのいふがやうに「餘りに危険であり慘虐である」とするものである。

ある蕃地では彼等の迷信を除き、新しき信仰を與へんがために、佛教の地獄、極樂の繪解きをしてゐるところがある。私はその意圖を善良に解釋してゐる。然し私はその結果を恐れてゐる。その地獄の繪卷なるものは甚しく凄惨なものである。それは彼等が悪事を恐れるの効果は在來の彼等の信仰以上であらう。

彼等の從來のオットフに對しては彼等は恐れもしたが、然し親しみが深かつた。彼等は久しい間共に喜び、悲しんで來た。そして過を贖罪するには彼等自身の生活に即した作法があつた。その作法は完全に彼等を救つてくれた。然し新しい信仰にはそれはない。その結果はベシミストなる彼等を益々自暴自棄に打捨てる結果を招かないと誰が保證出來ようか。

又反對に、彼等は彼等の善は必ず報いられると思つてゐた。彼等のオットフは公平であつた。それ故彼等は悪事の何一つをなさずになほ不幸を以て報いられた場合においても、彼等はまづ自分及び自分達を反省した。然し新しき信仰は彼等のオットフの存在よりも更に高い偉大なる者の存在を彼等に約束してゐる。その場合に彼等が故なくして罪せられた時に、彼等はこれの親しみのない存在に對して疑惑を抱くのが



普通である。彼等は遂にその信仰を拒否することは有りがちなことである。その時には既に舊き信仰は崩れ、新しき信仰が無力であるとしたら、その結果は「餘りに危険であり、惨虐で」はないだらうか。

それ故私は信仰においては、彼等の迷信なるものを打破するよりもまづ彼等の信仰を忠實に生かし、その信仰をみだりに妨害せぬことの方が大事であるとするのである。唯首狩りの如き行爲に對してはその機會を與へず、それを防止する手段をとるべきであり、そして又それは決して不可能ではない。

以上は直接に信仰を目當てとしてなされた施設であるが、さうしたことを目的とせずになされる施設について却て彼等の信仰を危態に陥れてゐることが少くない。それに氣づかないだけになほ危険である。

例へば蕃社を移轉せしむる場合に、この頃では改良蕃屋と稱して長屋建の建築をし、幾軒もの家が一枚の板張りによつて仕切られる。元來彼等の家屋は一軒建であつた。それ故上記の如く家屋内に變死人があつてその家を放棄する場合においても完全に彼等の禁忌は維持せられたのであるが、同じ板の兩側が二つの家にて共通する場合において彼等の禁忌は維持することは不可能である。ブサネツクのあつた隣の家族は常に脅威を感じなければならぬのである。かうした信仰の不安が彼等に何を與へるか吾々は常に考へなければならぬのである。然もそれは誰を幸福にし、又何を利益してゐるのか。

これ等のことは信仰の問題についてだけでもその一二の例にすぎない。なほ制度の問題について、又教育及び授産の問題について彼等の生活に對する正確なる知識と根據ある理解とを缺くために、それらが却

つて災難の原因をなしてゐる場合が少くないのである。それらは時を見、機を待つて勃發するのである。それがあつた場合には暴動ともなり、又ある場合にはなし崩し的に陰慘なる結果を招來することゝなるのである。

私はこの一文を寧ろ消極的な立論を以て終るのであるが、然し蕃地に於ける積極的な理蕃政策については他日なほ詳述する機會を得たく思つてゐる。

なほ私は、今は数々の事件についてその人事的な責任を云々するよりも理蕃政策の更改に向つてもつとも意を注ぐべき時期であるといひたいのである。そしてそれにはあくまでも彼等を知り、理解することがすべての根本を確立するものなることを主張するのである。



・小泉 鐵著・

蕃郷風物記

郷土研究の資料  
蒐集出版人 渡辺 達郎  
三十三頁  
十印刷

内容

東部と蕃人・奇密社のことども・蕃郷風物・オットフを拜する蕃人・蕃人の慣習と土俗・山の蕃人・蕃人の犯罪観・蕃人の戀愛と結婚・蕃婦を描く・臺灣の夏の旅・臺灣の蛇・臺灣の道路・蕃界日記

・臺灣土俗誌・奥付・

定價金貳圓五拾錢

昭和八年九月二十日印刷  
昭和八年九月廿五日發行

著作者 小泉 鐵

發行所 坂上 眞一郎  
東京市牛込區錦町八番地

發行所 建設社  
東京市牛込區錦町八番地  
電話東京一八六九四番



印刷所 今野 國次  
印刷所 東京新しき村印刷部



・岡 不崩著・

萬葉集草木考 第一集 古今萬葉の大事業 定価 二十六圓

萬葉集草木考 第二集 昔の草木考 定価 七圓

・長野 勲著・

阿部仲磨と其時代 先人先達の業績 定価 八圓

・長野 勲編譯・

日支外交六十年史 第一集 日支内閣交渉 定価 三圓

日支外交六十年史 第二集 日支外交の歴史 定価 三圓

・林 斐臣著・

日本語原學 林斐臣の遺稿 定価 五圓

日本文典 林斐臣の遺稿 定価 七圓

林斐臣論叢 林斐臣の遺稿 定価 五圓

・有坂與太郎著・

日本雜祭考 証書考の地誌 定価 三圓

日本玩具史 前編 二編の大著 定価 六圓

泰西玩具圖史 人文地理の繪巻 定価 六圓

・橋 幸三郎著・

農村學(前編) 水戸農村學 定価 十四圓

農業本質論 農業の本質 定価 一圓

日本愛國革新主義 愛國革新主義 定価 四圓

農村を語る 農村の歴史 定価 一圓

・長野 明著・

日本自治史觀 日本歴史の考察 定価 一圓

自治日本の建設 自治の理想と現実 定価 一圓

・口田康信著・

新東洋建設論 東洋の建設 定価 二圓

・獨逸文藝學叢書・

文藝學概論 文藝學の概論 定価 八圓

文藝學の法則 文藝學の法則 定価 八圓

世界文學と比較文學史 世界文學の歴史 定価 八圓

文藝學史概説 文藝學史の概説 定価 八圓

様式史の問題 様式史の問題 定価 八圓



・外山卯三郎著・

造型美術概論

総合的造形美術  
彫刻・建築・工芸  
定価二圓八十錢

日本初期洋史畫考

考證文獻的著書  
彫刻・繪畫の著書  
定価三圓十四錢

クライスの美學

美的自立體全論  
美的自立體全論  
定価一圓七十錢

舞臺藝術論

演劇の藝術  
演劇の藝術  
定価一圓五十錢

・税所篤二譯・

近代佛蘭西繪畫論

ラルテイオン  
六世紀の繪畫  
定価一圓六十錢

危ない曲り角

ゴッホの自傳  
六世紀の繪畫  
定価一圓六十錢

・關 衛 著・

西域南蠻美術東漸史

西域南蠻美術  
西域南蠻美術  
定価四圓五十錢

・今和次郎  
吉田謙吉編著・

考現學採集

考古學の新學說  
四六の採集  
定価一圓六十錢

・濱野テ・コルチ著・

煙草の歴史

世界史の文獻  
煙草の歴史  
定価一圓二十錢

・園池公功  
三林亮太郎編譯・

ソグエト演劇史

ヒュイロツプ著  
演劇史  
定価一圓六十錢



640  
106



